

県営公園管理マニュアル

令和4年4月改訂版

岐阜県都市建築部都市公園整備局都市公園課

県営公園管理マニュアル 目次

第1章 県営公園概要

| | |
|---------------------|------|
| 1. 1 県営公園一覧 | 1- 1 |
| 1. 2 養老公園 | 1- 2 |
| 1. 3 岐阜県百年公園 | 1- 5 |
| 1. 4 各務原公園 | 1- 8 |
| 1. 5 ぎふワールド・ローズガーデン | 1-10 |
| 1. 6 世界淡水魚園 | 1-14 |
| 1. 7 ぎふ清流里山公園 | 1-18 |
| 1. 8 岐阜メモリアルセンター | 1-21 |

第2章 施設管理

第1節 施設管理

| | |
|--------------------------------------|------|
| 2.1.1 施設管理の目的 | 2- 1 |
| 2.1.2 建物管理 | 2- 1 |
| 2.1.3 工作物管理 | 2- 1 |
| 2.1.4 設備管理 | 2- 2 |
| 2.1.5 補修サイクルと耐用年数 | 2- 2 |
| 2.1.6 遊具の安全管理 | 2- 2 |
| 2.1.7 樹木の枝の落下に関する安全管理 | 2- 2 |
| 別紙1 建築基準法第12条第2項及び第4項の規定による点検の実施状況一覧 | 2- 3 |

第2節 施設点検

| | |
|-------------------------|------|
| 2.2.1 施設点検要領 | 2- 5 |
| 2.2.2 点検区分 | 2- 6 |
| 施設点検要領項目 | 2- 7 |
| 修繕協議（協議様式-1） | 2- 8 |
| 修繕協議（協議様式-2） | 2- 9 |
| 遊具点検チェックリスト（点検様式-1） | 2-10 |
| 遊具点検チェックリスト（点検様式-1） 記入例 | 2-11 |
| 施設点検チェックリスト（点検様式-2） | 2-12 |
| 施設点検チェックリスト（点検様式-2） 記入例 | 2-13 |
| 遊具点検チェックシート（点検様式-3） | 2-14 |
| 遊具点検チェックシート（点検様式-3） 記入例 | 2-15 |
| 遊具点検チェックシート（点検様式-3） 記入例 | 2-16 |
| 2.2.3 点検内容 | 2-17 |
| 2.2.4 点検結果の報告 | 2-22 |
| 2.2.5 法令に基づく保守点検 | 2-22 |
| 2.2.6 遊具点検委託時の参考事項 | 2-22 |
| 2.2.7 点検結果区分 | 2-23 |
| 2.2.8 緊急点検 | 2-23 |

第3節 施設管理台帳

| | |
|---------------------|------|
| 2.3.1 都市公園台帳と施設管理台帳 | 2-25 |
|---------------------|------|

第4節 その他の管理

| | |
|-----------------------------------|------|
| 2.4.1 施設管理 | 2-27 |
| 2.4.2 備品管理 | 2-27 |
| 2.4.3 農薬管理 | 2-27 |
| 2.4.4 燃料管理 | 2-28 |
| 2.4.5 水道・電気使用量の確認 | 2-28 |
| 2.4.6 設備の操作方法 | 2-28 |
| 2.4.7 設備故障時の対応 | 2-28 |
| 2.4.8 火災後の施設の利用再開に向けた指定管理者の対応について | 2-29 |
| 別紙2 セアカゴケグモ発見時の対処方法等について（通知） | 2-33 |
| 備品管理（備品様式-1～3） | 2-35 |

第3章 危機管理（県営公園危機管理マニュアル）

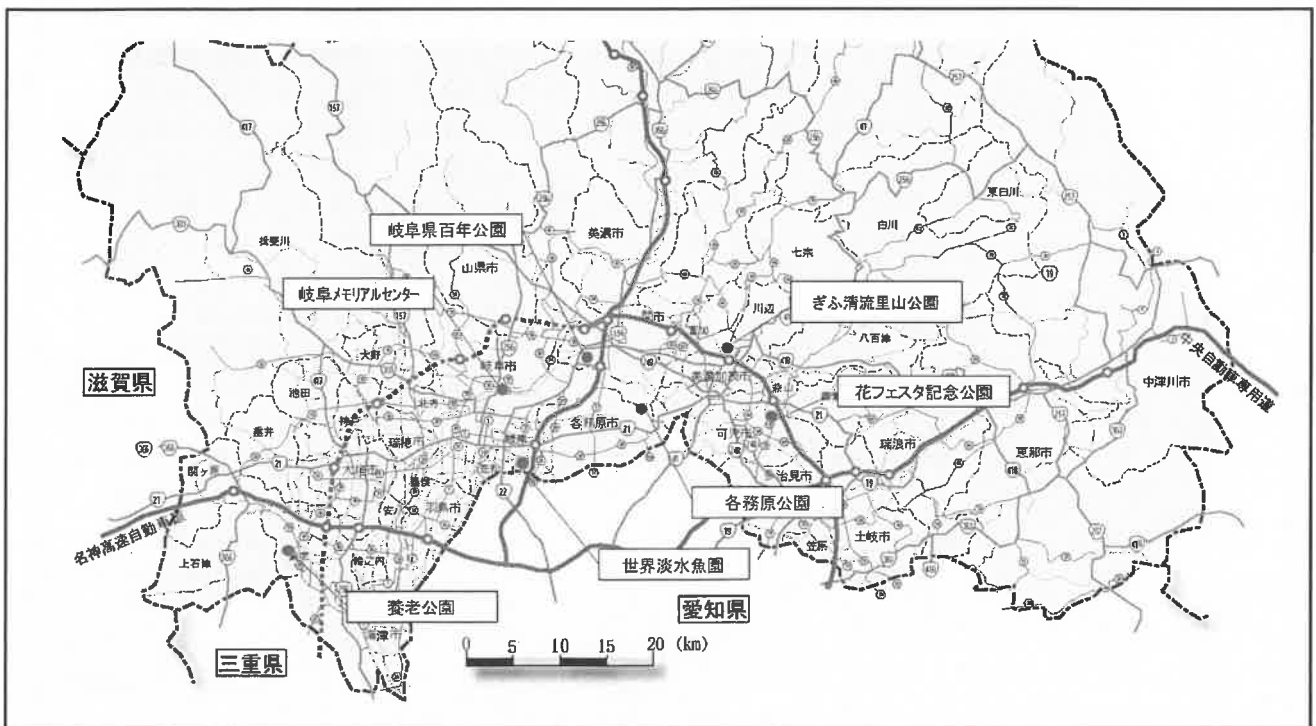
| | | |
|---|------------------------------------|------|
| 1 | 総 則 | |
| | (1) 目 的 | 3- 1 |
| | (2) 対象県営都市公園 | 3- 1 |
| | (3) 定 義 | 3- 1 |
| | (4) 責 務 | 3- 2 |
| 2 | 事前対策 | |
| | (1) 危機管理責任者の設置 | 3- 3 |
| | (2) リスク管理 | 3- 3 |
| | (3) 体制の整備 | 3- 3 |
| | (4) 関係機関等との連携 | 3- 4 |
| | (5) 資機材等の確保 | 3- 4 |
| | (6) 都市公園課、関係土木事務所及び指定管理者の危機管理意識の保持 | 3- 4 |
| 3 | 具体的な対応について | |
| | (1) 事故被害者の特定及び事故被害者の救済（救急対応） | 3- 5 |
| | (2) 事故被害対策に関する指揮命令系統の確立 | 3- 5 |
| | (3) 来園者の避難誘導 | 3- 6 |
| | (4) 被害の拡散防止 | 3- 6 |
| | (5) 現場派遣者の二次被害防止 | 3- 6 |
| | (6) 事故に関する情報収集、関係各機関への報告 | 3- 6 |
| | (7) 事故被害者及び関係者への情報提供、被害対応（初期対応） | 3- 7 |
| | (8) 警察への対応 | 3- 7 |
| | (9) 記者発表等マスコミ対応 | 3- 7 |
| | (10) 事故被害者及び関係者への情報提供、被害対応（通常対応） | 3- 7 |
| | (11) 関係各機関・全庁への情報提供、調整 | 3- 7 |
| | (12) 中・長期的な対応 | 3- 7 |
| | 参考 | 3- 8 |
| | <別紙> | |
| | ・ 別紙1 県営公園内での事故発生時等連絡網 | 3-10 |
| | ・ 別紙2 危機事案発生時（災害、事故等）の報告様式 | 3-11 |
| | ・ 別紙3 県営公園臨時閉園基準 | 3-17 |
| | 養老公園内の異常気象時における通行規制実施要領 | 3-21 |
| | ・ 別紙4 岐阜県営都市公園緊急地震速報利活用マニュアル | 3-25 |
| | ・ 別紙5 危機事案別対応シート（1）～（4） | 3-27 |

岐阜県の県営都市公園

1.1 県営公園一覧

| | 名称 | 種別 | 計画決定面積 (ha) | 開設面積 (ha) | 開設年月日(当初) 最終 | 場所 |
|---|---------------------------------|----|----------------|--------------|----------------------------|--------------------------|
| 1 | 養老公園 | 広域 | 78.6 | 78.5 | (M13. 10. 17) H23. 4. 1 | 養老郡養老町大字滝谷、菊水、松原、船岡、高林地内 |
| 2 | 岐阜県百年公園 | 広域 | 100.0 | 100.0 | (S50. 5. 5) H 4. 11. 20 | 関市大字山田及び小屋名地内 |
| 3 | 各務原公園 | 総合 | 10.2 | 10.2 | (S57. 4. 29) S58. 1. 4 | 各務原市鷺沼大安寺町1丁目地内 |
| 4 | ぎふワールド・ローズガーデン (旧 花フェスタ記念公園) | 広域 | 80.7 | 80.7 | (H 1. 4. 29) H11. 3. 26 | 可児市瀬田地内 |
| 5 | 世界淡水魚園 (世界淡水魚園水族館合心) | 地区 | 3.4 | 3.4 | H11. 7. 17 | 各務原市川島笠田町地内 |
| 6 | ぎふ清流里山公園 (旧 平成記念公園) | 広域 | 159.6 | 107.1 | (H15. 4. 16) H30. 4. 1 | 美濃加茂市山之上町及び 蜂屋町地内 |
| 7 | 岐阜メモリアルセンター*1 | 運動 | 23.0 | 23.2 | (S41. 4. 1) H 6. 4. 1 | 岐阜市長良福光地内 |

*1...管理業務担当窓口は、地域スポーツ課



1.2 養老公園（広域公園）

概要

| | |
|--|--|
| 位 置 | 養老郡養老町大字滝谷、菊水、松原、船岡、高林地内 |
| 計 画 決 定 | 昭和31年5月21日 建設省告示第903号 面積約78.76ha 昭和52年7月12日 県告示第470号 面積約78.6ha 昭和58年10月11日 県告示第742号（番号変更） |
| 事 業 認 可 （第1次整備） （第2次整備） （第3次整備） | 昭和40年12月17日（40年～45年）建設省告示第3600号 面積約30ha 昭和49年7月2日（49年～58年）建設省告示第944号 面積約24ha 建設省告示第228号 昭和60年10月23日（60年～平成3年）建設省告示第572号 面積約22ha 平成2年3月22日（60年～平成3年）建設省告示第572号 |
| 事 業 期 間 | 昭和40年度～昭和48年度 昭和49年度～昭和58年度 昭和60年度～平成3年度 平成6年度～平成8年度 |
| 事 業 費 | 用地費 129,000,000円 施設費 4,980,149,000円 合計 5,109,149,000円 （第1次整備） 55,500,000円 （第2次整備） 1,238,419,000円 （第3次整備） 778,933,000円 （H4～H14） 3,036,297,000円 |
| 開設面積経緯 | （明治13年10月17日） 約77.6ha（平成3年3月1日 岐阜県告示第127号） 約78.5ha（平成14年4月1日 岐阜県告示第211号） 約78.5ha（平成23年4月1日 岐阜県告示第195号） |
| 沿 革 | 当公園は、明治6年太政官布達第16号公園設置の件を受けて、明治13年10月に開設されました。当初の経営管理は地元有力者の組織（偕楽社と称す）でしたが、明治25年7月には多芸郡、明治30年12月に養老郡へと管理主体が移り変わり大正12年3月には岐阜県の管理となりました。昭和40年度から第1次整備として約30haを整備し、また昭和49年度から第2次整備として約24haの区域に着手し、昭和58年度までに駐車場、園路、岐阜県こどもの国、テニスコート、樹木見本園が整備されました。そして、昭和60年度より第3次整備計画として約22haに着手し、昭和62年度までにこどもの国の西7.0haに駐車場、芝生広場を整備しました。また、パークゴルフ場が平成2年7月にオープンし、平成3年度末に第3次整備計画が完了しました。さらに、平成6年7月にはパターゴルフ場をオープンしました。平成7年10月には、ニューヨーク在住の前衛アーティスト荒川修作氏の構想による心のテーマパーク「養老天命反転地」がオープンしました。これは新しい時代の要請に応えるとともに、養老公園の魅力さをさらに発展させるために整備されたものですが、21世紀型生活文化にふさわしい新しい魅力を備えた庭園として、国内のみならず世界からも注目されています。また、平成9年4月には、荒川修作氏とマドリン・ギンズ氏の構想により「養老天命反転地記念館－養老天命反転地オフィス」を、主として西濃地域の企業の方々のご寄附により整備しました。 |

利用者数

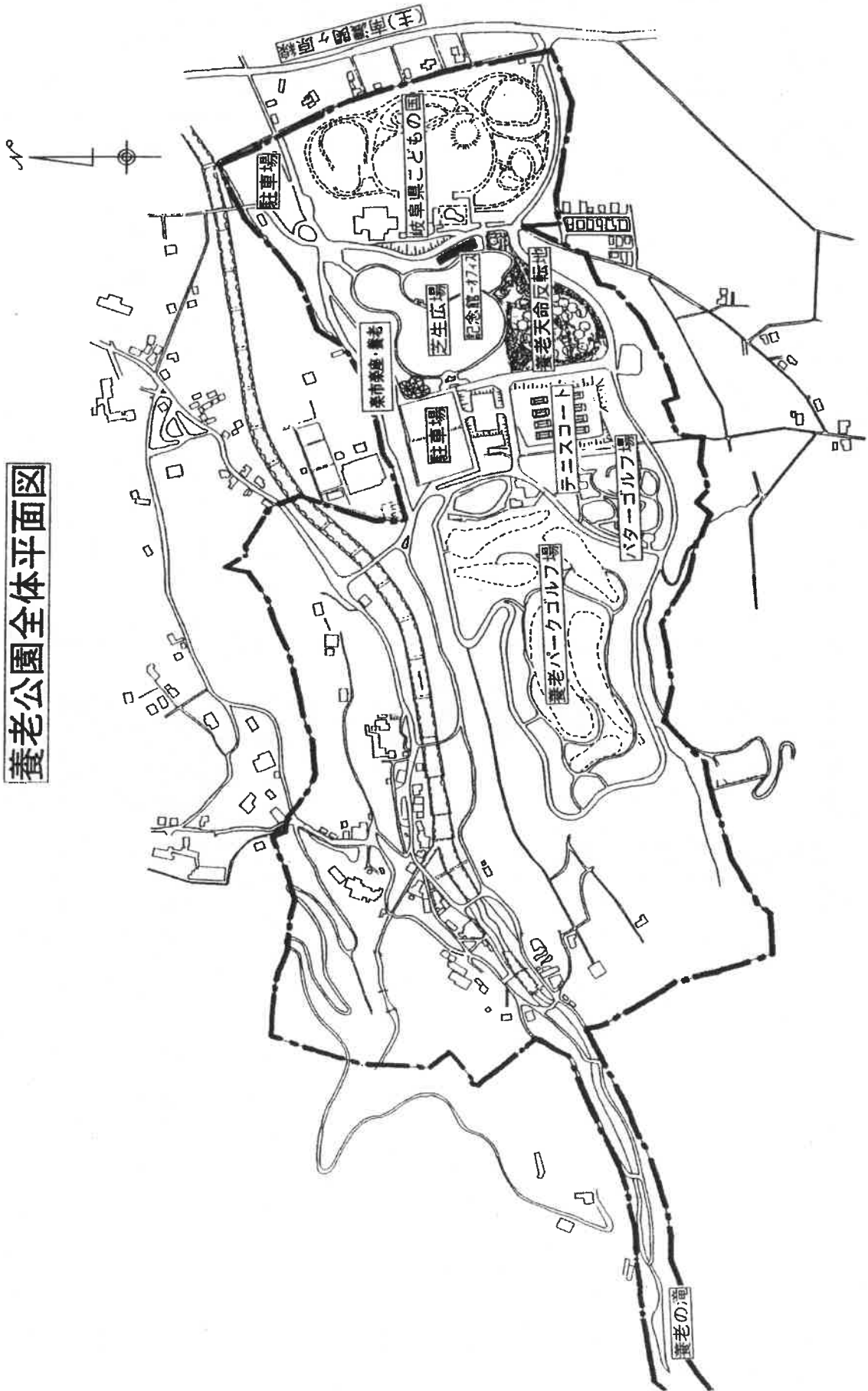
(単位：人)

| 年 度 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | R 元 | R 2 | R 3 |
|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 公園全体 | 916,465 | 1,115,003 | 1,204,237 | 1,246,495 | 1,366,525 | 1,242,998 | 1,218,893 |
| 養老天命反転地 | 83,032 | 136,761 | 141,944 | 125,166 | 119,637 | 85,581 | 103,284 |

主要施設

| 施 設 名 | 規 模 | 内 容 等 |
|------------------------|---|---|
| 養老パークゴルフ場 | 面積 9.2ha 全長 810m、6ホール クラブハウス、休憩所 便所等 | <ul style="list-style-type: none"> 平成2年7月12日オープン 事業期間：昭和61年度～平成2年度 (事業費364百万円) 中学生から高齢者まで手軽に楽しむことができ、スポーツを通して健康増進が図られる目的で建設された。 |
| こどもの国 | 面積 10ha わんぱくひろば、こどりの森、ボールひろば、のびのびひろば、こどもプール、ぼうけんひろば、すくすくひろば、なかよしひろば、花見のひろば、水あそびひろば、こどもの家等 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和54年一部、55年全面オープン 事業期間：昭和48年～55年 (事業費 1,360百万円) 第2次整備計画の一環として民生部土木部において整備された。児童を対象に、野外活動と自然探求等をさせることにより、自然愛護・道徳心の精神を体得させ、創造性と豊かな情操を養うことを目的としている。 |
| 養老パターゴルフ場 | 面積 0.42ha 全長 294m、18ホール | <ul style="list-style-type: none"> 平成6年7月20日オープン 事業期間：平成5年度 (事業費 38百万円) |
| 養老天命反転地 | 面積 1.81ha 高低差 最高約25m 楕円の長径 約130m 楕円の短径 約100m | <ul style="list-style-type: none"> 平成7年10月4日オープン 平成6年度～平成7年度 (事業費1,170百万円) 楕円形にくり抜かれた巨大な窪地の中に、大小様々な日本列島が横たわり、複雑な起伏が点在するとともに、148もの回遊路が網目状に張りめぐらされている。 |
| 養老天命反転地記念館－養老天命反転地オフィス | 建築面積 479㎡ 延床面積 274㎡ 鉄筋コンクリート造 | <ul style="list-style-type: none"> 平成9年4月22日オープン 事業期間：平成7～8年度 (事業費 210百万円) 寄付金 作者が「羽衣をまとった天女が空からヒラリと舞い降りたかのようで、それがまわりの風景の中では十二単をも彷彿させずにはおかないでしょう。」と表現するとおり外壁は24色に塗り分けられ、その色は全て内部にまで反映されており、養老天命反転地の建築物版ともいえる建物である。 |
| 楽市楽座・養老 | テント 建築面積 1,037㎡ 木製デッキ 162㎡ 鉄骨造 (一部スパンション膜構造) 店舗：店舗面積15.12㎡ 鉄骨造 飲食5店舗(空3) ・物販1店舗 | <ul style="list-style-type: none"> 平成10年4月19日オープン 事業年度：平成9年度 (事業費 300百万円) 人とモノの交流による活力溢れる個性あるまちづくりの一環として、織田信長の「楽市楽座」をキャッチフレーズに、西濃地域の物産品を提供する場を設けた。大型テント張りの施設内には9つの販売ブースが配置されている。 |

養老公園全体平面図



1.3 岐阜県百年公園（広域公園）

概要

| | |
|--|--|
| 位 置 | 関市大字山田及び小屋名地内 |
| 計 画 決 定 | 昭和46年10月22日 岐阜県告示第773号 面積約100.0ha 昭和58年10月11日 岐阜県告示第740号（番号変更） 平成元年 8月15日 岐阜県告示第585号（区域変更） |
| 事 業 認 可 (第1次整備) (") (第2次整備) | 昭和46年10月29日(46年～50年) 建設省告示第1788号面積約100.0ha 昭和51年7月24日(51年～52年) 建設省告示第1112号面積約100.0ha 昭和56年9月11日(56年～58年) 建設省告示第1519号面積約100.0ha |
| 事 業 期 間 | 昭和46年度～昭和52年度（第1次整備） 昭和56年度～昭和58年度（第2次整備） |
| 事 業 費 | 用地費 995,926,000円（第1次整備） 施設費 1,634,002,000円（第1次整備） （取付道路、博物館建設費は除く） 施設費 200,000,000円（第2次整備） 合 計 2,829,928,000円 |
| 開設面積経緯 | 約100.0ha（昭和50年5月5日 岐阜県告示第 号） 約100.0ha（平成4年11月20日 岐阜県告示第701号）（区域変更） |
| 沿 革 | 明治4年の廃藩置県と太政官布告によって美濃諸県が統一され、岐阜県が設置されてから、昭和46年11月で百年を迎えました。この意義ある岐阜県百年を迎えるにあたり、長く後世に残る記念事業として大規模な建設をいたしました。 |

利用者数

（単位：人）

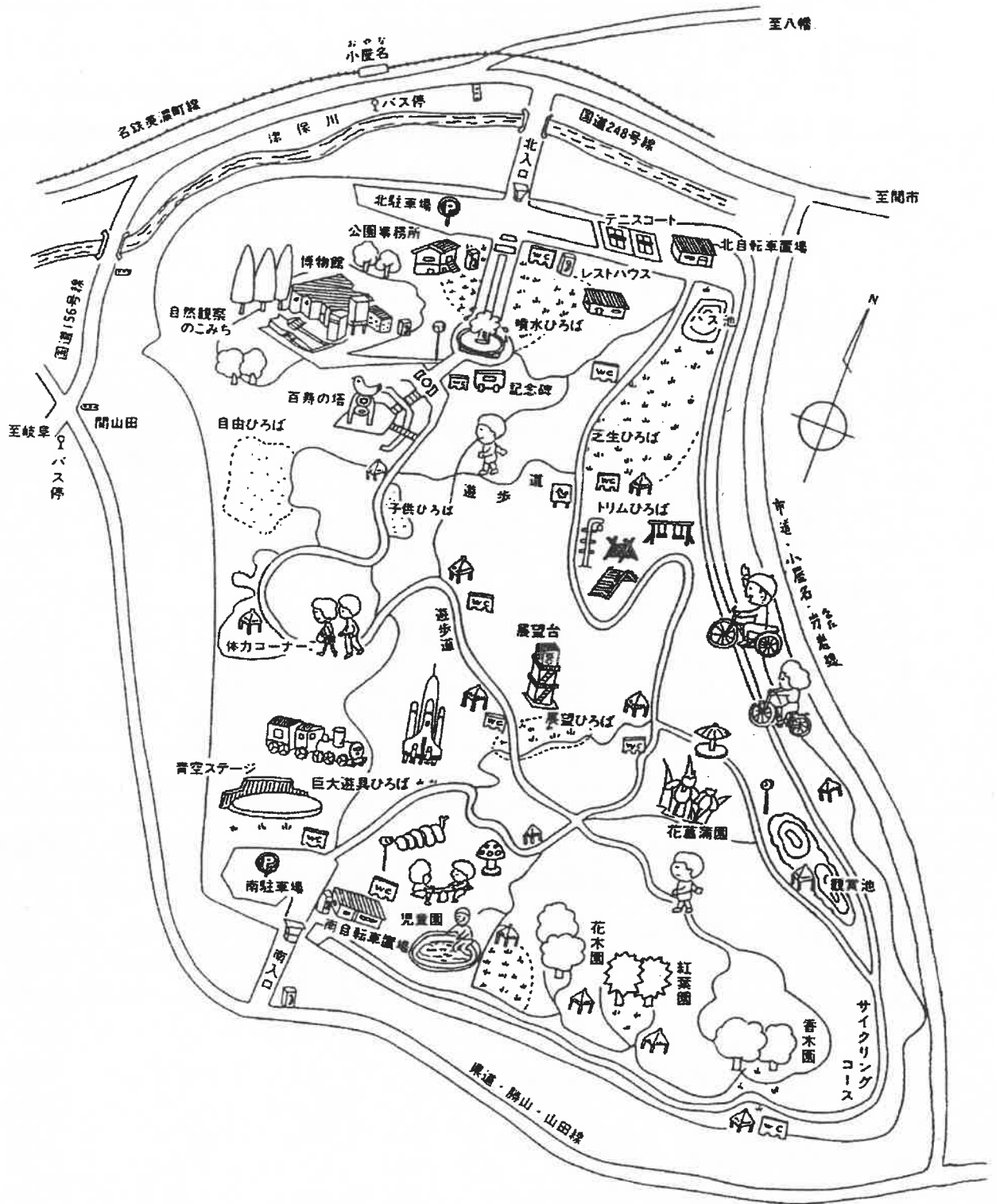
| H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 487,267 | 515,973 | 430,543 | 480,352 | 558,114 | 510,334 | 567,684 |

主要施設

| 施設名 | 規 模 | 内 容 等 |
|------------------|-----------------------------|--|
| 岐阜県博物館 | 建築面積 3,795.9㎡ | 常設展示は、自然展示室1・2、人文展示室1・2に分かれ、郷土岐阜県を紹介展示した総合博物館 |
| 噴水・流れ | 面積 2,100㎡、池4面 流れ70m、幅50m | 上流の直上噴水群（ノズル172本、高さ6mに吹き上げる）と、下池の樹氷噴水群（ノズル9本）及び下池より上池へのポンプアップによる「流れ」からなる噴水設備装置 |
| モニュメント （百寿の塔） | 面積 約1,500㎡、高さ9.0m、大理石 | 形体は、置県百年の記念すべき「百」および平和を象徴する「はと」をシンボル化したフォルムで、県の発展、繁栄のため力強く大きくはばたこうとする願いが込めら |

| | | |
|-----------------|---------------------------------|--|
| 菖蒲園と観賞池 | 面積 約3,000㎡ 水流 130m | れている。 100種類、約2万株の花菖蒲が植えられており、一番の見頃は6月です |
| サイクリングコース | 距離 2,600m、幅員 3.0m | 主要施設を起伏に富んだコースで結んであります。 |
| 児童園 | 面積 約4,500㎡ 遊具5基 | 大型遊具、徒渉池。 |
| テニスコート | 4面 | |
| 花木園 | 面積 約2,400㎡、19種類 | |
| 紅葉園 | 面積 約2,800㎡、12種類 | |
| 香木園 | 面積 約3,000㎡、16種類 | |
| 噴水広場 | 面積 約3,200㎡ | |
| 芝生広場 | 面積 約4,800㎡ | |
| 駐車場（2箇所） | 大型車 24台、普通車 498台 | 南駐車場 216台（大型12台、普通196台、身障者5台、妊婦乳幼児3台） 北駐車場 306台（大型12台、普通287台、身障者5台、妊婦乳幼児2台） |
| レストハウス （RC造） | 建築面積 284.6㎡ | |
| 管理事務所 （RC造） | 建築面積 206.4㎡（2階建） 建築延床面積 400㎡ | |
| 巨大遊具広場 | 幅広スリ台、その他遊具7基 | |
| トリム広場 | 遊具（16基） | |
| 展望広場 | 展望台 | |
| 芝生広場 | 展望広場、西芝生広場 | |
| 体力コーナー 1～3 | 電話ボックス、シーソー、腹筋台アン馬、平行棒等 | |
| 時計台 | 3ヶ所 | |
| 便所 | 10ヶ所 | |

岐阜県百年公園



1.4 各務原公園（総合公園）

概要

| | |
|---------|--|
| 位 置 | 各務原市鵜沼大安寺町1丁目地内 |
| 計 画 決 定 | 昭和47年8月25日 県告示第667号 面積約10.2ha 平成5年3月30日 県告示第225号 面積約48.1ha（うち約10.2haが県営公園） |
| 事 業 認 可 | 昭和48年9月28日（48年～57年）建設省告示第2016号 面積約10.2ha 昭和53年3月15日 建設省告示第337号 |
| 事 業 期 間 | 昭和48年度～57年度 |
| 事 業 費 | 用地費 74,000,000円 施設費 556,000,000円 合 計 630,000,000円 |
| 開設面積経緯 | 約9.7ha（昭和57年4月29日 岐阜県告示第417号） 約10.2ha（昭和58年1月4日 岐阜県告示第1号） |
| 沿 革 | 当公園は、豊かな自然環境の中で子どもたちが、のびのびと自由に遊びながら交通に関する知識や正しい交通ルール及び交通安全技能を身につけることができる“交通教室、交通広場”の設置を特色とする公園です。他にも芝生広場や、木製遊具を配置した冒険広場などがあり、県民のレクリエーションの場及び憩いの場となる総合公園です。 |

利用者数

（単位：人）

| H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|--------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 83,630 | 83,925 | 102,339 | 104,810 | 110,965 | 99,919 | 115,211 |

主要施設

| 施設名 | 規 模 | 内 容 等 |
|----------------|----------------------------|--|
| 管理事務所 兼交通教室 | 建築面積 308.56㎡ 内交通教室 110㎡ | 交通教室は50人収容でき、視聴覚教育設備を揃えている。 |
| 交通広場 | 面積 約11,000㎡ | ミニチュア都市があり、車道、歩道、歩道橋、信号機、標識、踏切、横断歩道、遊具等が配置され、足踏式ゴーカートが20台あります。 |
| 冒険広場 | 面積 約2,600㎡ | ターザンロープなど14ポイントの木製遊具があります。 |
| 芝生広場 | 面積 約6,400㎡ | |
| 遊歩道 | 延長 約1,060m | 3コース |
| 駐 車 場 | 大型車 5台、普通車 108台 | 普通車には、身障者用3台含む。 |
| いこいの広場 | 面積 約3,100㎡ | |
| 展望広場 | 面積 約1,500㎡ | |
| 水遊び広場 | 水景部面積 約80m ² | キャンドル噴水、ミスト噴水、アーチ噴水、トンネル噴水等 |

1.5 ぎふワールド・ローズガーデン（旧 花フェスタ記念公園）（広域公園）

概要

| | |
|-------------|--|
| 位 置 | 可児市瀬田地内 |
| 計 画 決 定 | 昭和59年12月18日 岐阜県告示第955号 面積約74.6ha 平成8年3月26日 岐阜県告示第224号 面積約80.7ha 平成11年1月5日 岐阜県告示第9号 面積約80.7ha（区域変更） |
| 事 業 認 可 | 昭和60年2月26日（60年～平成5年）建設省告示第216号 面積約74.6ha 平成6年3月2日（60年～平成8年）建設省告示第452号 面積約74.6ha 平成8年8月16日（60年～平成12年）建設省告示第1719号 面積約80.7ha 平成12年12月25日（60年～平成16年）建設省告示第2453号 面積約80.7ha |
| 事 業 費 | 28,088,797,000円（59年～令和元年） （S59～H7）公園整備計画事業費 14,656,614,000円 （H8～ ） 用地費 1,426,000,000円 施設費 12,006,183,000円 合 計 13,432,183,000円 |
| 開 設 面 積 経 緯 | 約4.0ha（平成元年4月29日 岐阜県告示第320号）※可児公園 約8.0ha（平成3年4月28日 岐阜県告示第309号） 約29.0ha（平成4年4月29日 岐阜県告示第311号） 約63.0ha（平成8年4月26日 岐阜県告示第316号）※花フェスタ記念公園 約67.0ha（平成9年5月23日 岐阜県告示第374号） 約70.0ha（平成10年2月13日 岐阜県告示第86号） 約80.7ha（平成11年3月26日 岐阜県告示第206号） |
| 沿 革 | <p>当公園は、昭和55年度策定の「県土公園化構想」を実現するために可茂益田地方生活圏に建設された、県下3番目の広域公園です。自由時間の増大やレクリエーション需要の多様化に対処し、心の豊かさや生活の潤いを求める声に応えることを目指して整備されました。</p> <p>平成元年4月に「可児公園」として花トピア区域約4haを、平成3年4月には花トピア北側の芝生広場4haを、平成4年4月には花壇や運動施設の整備を行い、21haが開園し、合計29haとなりました。</p> <p>その後は、平成7年4月26日から6月4日までの40日間開催された「花フェスタ'95」に合わせて、花の地球館、花のタワー、プリンセスホール雅、日本一のバラ園（現在の「世界のバラ園」）等を整備し、平成8年4月には「花フェスタ記念公園」66.5haが供用開始されました。</p> <p>現在は、拡張した駐車場等を含めて、80.7haが供用されています。</p> <p>本公園はバラをテーマにした整備を進めており、平成14年5月には英国王立バラ協会との友好庭園が開設されました。こうした取り組みが称えられ平成15年には世界バラ会連合会から優秀ガーデン賞を受賞しました。また、平成16年3月には約7,000品種のバラを収集し、世界でも例を見ないバラのテーマガーデンが誕生しました。それと同時に、花の都ぎふ運動15周年記念イベント「花フェスタ2005ぎふ」の会場となり、平成17年3月1日から6月12日までの104日間の開催期間で1,426,708人（6月14日から18日までの感謝デーを含めると1,457,718人）の来園者を迎えました。「花フェスタ2005ぎふ」終了後は、平成17年7月1日より通常開園しています。さらに平成27年5月16日から6月21日まで「花フェスタ2015ぎふ」を開催し、37日間で416,226人の来場者を迎えました。</p> <p>令和3年10月9日には「ぎふワールド・ローズガーデン」として名称変更しました。この名称は岐阜県の地名である「ぎふ」、世界に誇るという意味での「ワールド」、公園最大の見どころのバラを意味する「ローズ」、庭園を意味する「ガーデン」という思いが込められています。</p> |

利用者数

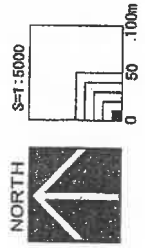
(単位：人)

| | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | R 元 | R 2 | R 3 |
| 650,265 | 407,176 | 378,466 | 382,712 | 434,957 | 279,348 | 363,700 |

主要施設

| 施設名 | 規模 | 内容等 |
|------------------------------------|-----------------------------|---|
| オールドローズガーデン※令和3年4月以降 (旧 世界のバラ園) | 面積 25,100㎡ | 一季咲のオールドローズを中心に、春に魅せるバラ園。約1,000品種、2,600株。 |
| プリンセスホール雅 | 建築面積 1,119㎡ 収容人数 800人 | 参加型・開放型のイベントホール。 |
| 茶室 | 敷地面積 1,600㎡ 建築面積 409㎡ | 織部庵(小間)、広間棟、立礼席棟、玄関棟から構成される。織部庵(小間)、広間は有料で貸し出しを行う。 立礼席は一服500円(お茶菓子付き) |
| 花のタワー | 建築面積 452㎡ 高さ 45m | 「海に浮かぶ船」をイメージした展望タワー。公園を一望できる展望レストランがある。 |
| 花の地球館 | 建築面積 2,669㎡ | 館内には約1,000種類の植物を展示し、花と緑のある暮らしを提案している。年数回のガーデンショーなど、様々な展示を開催。園芸グッズ等を販売するショップもある。 |
| 花のミュージアム | 建築面積 2,363㎡ 延べ床面積 2,688㎡ | 花の研修、花文化についての展示、花のライブラリー機能、バラの情報収集発信機能など、公園における「交流」「学習」「体験」を担う主要施設。 |
| 花トピア | 建築面積 29,600㎡ | 花きの販売、展示、情報提供、園芸相談、花飾り講座等を行う施設 |
| 霧のプレリウド | 面積 7,500㎡ | 人工的に霧が発生するカスケード |
| フワフワドーム | 面積 約70㎡ | 通年型の公園利用を促進するため、雲をイメージした「フワフワドーム」を整備。飛んだり、跳ねたり、滑ったり、いろいろな遊び方が楽しめる遊具。 |
| 大型複合遊具 | 面積 約1,070㎡ | 中央のタワーを中心に高さや滑り心地の違う7本のスライダーやロッククライム等の40種類もの様々な遊びのアイテムがある児童用複合遊具とゲレンデのような波を打った滑走面が特徴の「滑って登れる」幼児用複合遊具。 |
| バラロード | 案内サイン 10箇所 | 回遊性の向上を目的に、バラの歴史を学べる案内機能を持たせるとともに、可変的に使用できる休憩スペースとして再整備。 |

| | | |
|---------------------------------------|-----------|--|
| 駐車場 | 東駐車場、西駐車場 | 東駐車場台数 700台、西駐車場台数 1000台 |
| バラのテーマガーデン | A=5.08ha | 西ゾーンのバラ園には、バラについての様々なテーマを持つ庭を整備。既存バラ園と合わせ約5,400品種、12,000株のバラを植栽し、品種数で世界一を目指す。 |
| テラスガーデン | A=1,357㎡ | イタリアの露壇式庭園に手法を学んだテラス状のバラ園。 |
| 水とバラの庭 | A=4,483㎡ | 日本庭園とバラを融合させたバラ園。バラとともにモミジやススキが植えられる。 |
| ジョセフィーヌのバラ園 | A=1,214㎡ | ナポレオンの妻ジョセフィーヌが収集したと言われる品種を集めた庭。 |
| ロイヤルローズガーデン | A=1,105㎡ | 皇室にちなんで命名されたバラを集めた庭。 |
| フレンドシップガーデン | | 英国王立バラ協会との友好提携を記念して作られた英国式庭園。 |
| ホワイトローズガーデン | A=754㎡ | 白いバラと白い花をテーマとした庭。 |
| ローンガーデン | A=4,493㎡ | 芝生のビスタを通した庭。 |
| 青いバラの庭 | A=672㎡ | 「不可能」の代名詞であった「青いバラ」を求める歩みを追い、青いバラ作出過程を示す庭 |
| 香りの庭 | A=672㎡ | 香りの6分類をもとに、それぞれの芳香を持つバラを植栽した庭。 |
| ローズテラスとバラ回廊※令和3年4月以降 (旧 フォーマルガーデン) | A=10,257㎡ | 四季咲き性の強いバラを中心部に集め、中央にテラスを配置。外周部には323mに及ぶバラ回廊、225mのバラウォールを整備し、バラ約4,800品種、9,000株のボリューム感を体感できる庭園。 |
| モロッコロイヤルローズガーデン | A=568㎡ | 岐阜県とモロッコ王国との友好の証としてモロッコ政府の全面的な協力の下、モロッコの素材、技術を用いてモザイクタイルで装飾された伝統的なモロッコの庭園を忠実に再現した庭。 |
| アンネのバラ園 | A=300㎡ | 「アンネの日記」で有名なアンネ・フランクを偲んで作られたバラ「スーヴニール・ドゥ・アンネ・フランク」が植栽されている。平成20年3月に新たにアンネ・フランクの銅像を設置 |
| ウエルカムガーデン | A=6,300㎡ | 広大な面積に17品種5,500株のバラを植栽する世界でも類を見ない規模のガーデン |



平面図

ぎふワールド・ローズガーデン

1.6 世界淡水魚園（地区公園）

概 要

| | |
|-----------------|--|
| 位 置 | 各務原市川島笠田町地内 |
| 計 画 決 定 | 平成2年1月12日 岐阜県告示第30号 面積約3.4ha |
| 事 業 期 間 | 平成8年度～（県事業としての期間） |
| 事 業 費 | 用地費 1,227,954,000円 施設費 3,566,235,000円 水族館事業費 13,602,035,913円（平成16～45年度） 水族館外構費 151,958,100円 合 計 18,574,676,100円 |
| 開設面積経緯 | 約3.4ha（平成11年7月17日 岐阜県告示第469号） |
| 沿 革 | <p>東海北陸自動車道が木曾川を渡る岐阜県の南の玄関口各務原市（旧川島町）に、川と遊び学べる「河川環境楽園」が、平成11年7月17日に第1期開園をいたしました。この「河川環境楽園」は、約50ha余の敷地に国営公園、県営公園「世界淡水魚園」、自然共生研究センター及び川島パーキングエリアなどで構成されたわが国初の環境共生型テーマパークであり、ハイウェイオアシスとして整備され、一般道からだけでなく東海北陸自動車道川島パーキングエリアからも直接入園することができます。また、平成16年7月には、岐阜県世界淡水魚園水族館「アクア・トトぎふ」が環境教育実践の場として整備されました。</p> <p>○国営木曾三川公園三派川地区の中核的公園施設 ○東海北陸自動車道 川島パーキングエリア(H10.12.18供用開始)下り線側に併設</p> |
| 世界淡水魚園の 基本構想 | <p>○「人類永遠の伴侶、淡水生物の世界」をテーマに川や湖沼に棲息する生物と人間との様々な関わりを紹介する淡水水族園として整備を行います。</p> <p>○水路を中心に、水族館、商業施設等の建築物を配した米国テキサス州「サンアントニオ」の水際景観をモチーフに景観創出を図り、当該区域全体を、「集客性が高く、教育的効果の高い施設」を基調に整備を行います。</p> <p>○併設の国営公園、ハイウェイオアシス、川島パーキングエリア及び自然共生研究センター等との整合性に留意し、一帯が「河川環境楽園」として有機的に機能するよう整備を行います。</p> <p>○第1期事業、第2期事業に分けて段階的に整備を行いました。</p> <p>＜第2期計画の概要＞</p> <p>①水路延長と商業施設 立木やビオトープ(※)を有する自然性の高い水路と水際の商業施設が一体化した賑わいと楽しみのあるエコロジカルモールが平成14年7月28日にオープンしました。</p> <p>※野生生物が共存共生できる生態系を持った場所という意味で、ドイツ語の生物を意味するbioと場所を意味するtopeの合成語。</p> <p>②世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）と観覧車 「木曾三川・長良川の源流から河口までと世界の淡水魚」をテーマに、水辺環境を緻密に再現し、魚類だけでなく昆虫、鳥類、小動物、水生植物等を総合的に展示する水族館と、民設民営による観覧車が平成16年7月14日に同時オープンしました。</p> |

河川環境楽園※ 利用者数

(単位：人)

| H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | R 元 | R 2 | R 3 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4,608,109 | 4,420,151 | 4,529,272 | 4,627,134 | 4,631,432 | 2,858,855 | 3,630,751 |




※世界淡水魚園、世界淡水魚園水族館及び国営公園等の河川環境楽園全体の利用者数

世界淡水魚園水族館入館者数

(単位：人)

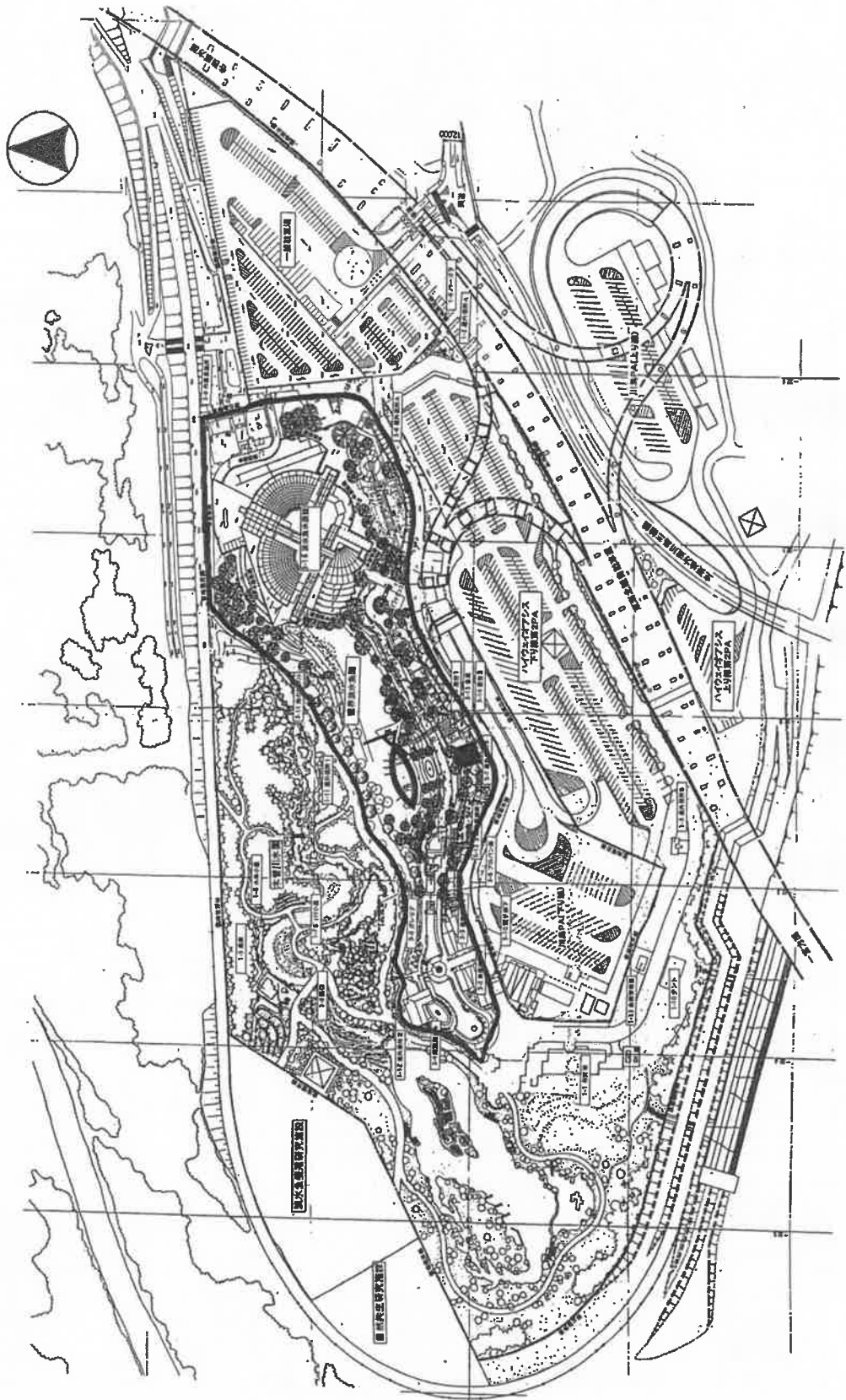
| H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | R 元 | R 2 | R 3 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 483,222 | 506,252 | 480,169 | 494,384 | 490,080 | 261,334 | 334,028 |

主要施設

| 施設名 | 規模 | 内容等 |
|------------------|---|--|
| 水路 | 延長約290m 幅 5～13m 水深約1～2m | サンアントニオの水辺空間をイメージした水路 |
| 芝生広場 | 面積 約0.5ha | 石井幹子氏デザインによる光のモニュメント、魚型の大型遊具を設置 |
| アクアコート | 直径約15m、高さ約17m | ガラスドームで覆われた広場。水路と核施設を結ぶコア、シンボリックな形態とボリュームによりランドマークとなる。 |
| バーベキュー広場 | | バーベキューブース 9箇所 |
| 水遊び施設 ・霧の遊び場 |  | 水を使った楽しい仕掛けがある遊び場 |
| ・わんぱくフィールド |  | 浅い水盤の中に複合遊具などと水遊びを組み合わせた施設 |
| ・噴水広場（愛称：にじいろ噴水） |  | ライトアップ機能を付した噴水設備 |

| | | |
|---|--|---|
| <p><商業施設> ①コンビニエンスストア「ファミリーマート」(公園区域外)(旧「オアシスマート、オアシカフェ」)</p> | <p>面積 385㎡ 鉄骨造平屋建</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年4月18日オープン ・平成26年3月1日リニューアルオープン ・川島パーキング商業施設 |
| <p>②岐阜県特産品販売施設「岐阜おみやげ川島店」(旧「ギフベスト」)</p> | <p>面積 307㎡ 鉄骨造平屋建</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年7月17日オープン ・平成26年3月1日リニューアルオープン ・インフォメーション、県特産品販売施設 |
| <p>③フードコート「カワシマキッチン」(旧アミューズメント「セガワールド」)</p> | <p>面積 287㎡ 鉄骨造平屋建</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年7月17日オープン ・平成26年3月1日リニューアルオープン ・フードコート |
| <p>④管理事務所</p> | <p>面積 844㎡ 鉄骨造2階建</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年7月17日オープン ・1F水中探検レストラン「フィッシュオンチップス」(平成27年より休業) |
| <p>⑤「ハートブレッドアンティーク」「ねこねこ食パン」(旧あおぞらベーカリー)</p> | <p>面積 525㎡ 鉄骨造2階建</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年7月28日オープン ・平成27年3月21日リニューアルオープン ・美味しい焼きたてのパンをはじめ、フードメニューを提供 |
| <p>世界淡水魚園水族館「アクア・トトぎふ」</p> | <p>建築面積 3933.64㎡ RC造4階建 延床面積 約8,400㎡</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年7月14日オープン <p>自然を総合的に捉え、生息環境を綿密に再現したもので、魚類だけでなく、昆虫、鳥類、小動物及び水生植物等を展示した水族館</p> |
| <p>観覧車「オアシスホイール」</p> | <p>全高 67.3m 回転輪直径 60.0m ゴンドラ数 4人×40台</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年7月14日オープン <p>3Dサウンドによる観覧車</p> |

河川環境楽園 平面図



1.7 ぎふ清流里山公園（広域公園）

概要

| | |
|---------|---|
| 位 置 | 美濃加茂市山之上町及び蜂屋町地内 |
| 計 画 決 定 | 平成4年10月23日 岐阜県告示第385号 面積約160.0ha 平成11年10月19日 岐阜県告示第1087号 面積約159.6ha |
| 事 業 認 可 | 平成5年1月6日(平成4年～13年)建設省告示第22号 面積約160ha 平成14年3月6日(平成4年～18年)中部地方整備局告示第85号 面積約159.6ha |
| 事 業 期 間 | 平成2年度～平成17年度(債務含予算執行年度 平成2年～20年度) |
| 事 業 費 | 21,500,653,000円(平成2年度～平成15年度) 用地費 9,811,456,000円 施設費 11,689,197,000円 821,545円(平成26年度～平成29年度) 用地費 — 施設費821,545円 |
| 開設面積経緯 | 約80ha(平成15年4月16日 岐阜県告示第244号) 約84ha(平成17年3月19日 岐阜県告示第253号) 約107ha(平成30年4月1日 岐阜県告示第151号) |
| 沿 革 | <p>新高速三道が完成すれば、県下の主要地点から1時間で到達できる東海環状自動車道美濃加茂インターチェンジの隣接区域に、「美濃ミュージアム街道」の中心拠点として「平成記念公園」が誕生しました。</p> <p>本公園は、「人と人、人と自然との共生」を理念に、また、豊かな自然と共生しながら循環型社会を形成してきた昭和30年代前半までの山里の景観を再現する「日本昭和村」をコンセプトに、古き良きものを見直す「温故知新」運動の舞台、県内の農林水産物をはじめとする県産品等の見本市、及び県下の道の駅・観光の総合情報センターとしての役割を持つ複合拠点施設として整備されました。</p> <p>平成28年10月に県内の主要都市公園の活性化を図る「岐阜県都市公園活性化基本戦略」が策定され、それを受けて平成29年7月に「平成記念公園活性化基本計画」を策定しています。</p> <p>これらの計画策定を受けて、「平成記念公園『日本昭和村』」は、「人と自然が共生する里山の暮らしと文化に親しむ」をコンセプトとする公園として再生することとなり、平成30年4月には、「ぎふ清流里山公園」への名称変更と併せて入園料の無料化を行い、再開園しました。</p> |

利用者数

(単位：人)

| 年 度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 公園全体 | 366,484 | 264,246 | 187,050 | 703,808 | 637,764 | 396,768 | 535,132 |
| うち銭湯 | 98,650 | 13,740※ | 0 | 77,391 | 83,872 | 42,514 | 63,409 |

※銭湯：H28.5.17～H30.4.7は修繕工事等のため休館

主要施設

| 施設名 | 規 模 | 内 容 等 |
|------------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| <ハイウェイアシスタンス> 駐車場 里山の湯 | 乗用車3000台 大型バス50台 建築面積 1,381㎡ | 無料駐車場 露天風呂、寝湯、水風呂、足湯 |

| | | | | |
|-----------|------|-----------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 青空市場 | 建築面積 | 137m ² | | 地元農家の新鮮野菜、果物等の即売 |
| おんさい館 | 建築面積 | 663m ² | | 岐阜の特産品販売や軽食コーナー、道の駅・観光の総合情報センター併設 |
| 入場門 | | | | ゲート・喫茶・管理事務所 |
| 大樹の遊具 | 3基 | | | H30.10.14オープンの大型ネット遊具 |
| かいこの家 | 建築面積 | 131m ² | | 養蚕の展示と体験 |
| いろどり工房 | 建築面積 | 260m ² | | 染色・機織り・和紙クラフト体験等 |
| お茶工房 | 建築面積 | 68m ² | | 茶の手もみ体験 |
| 畑の壱 | 面積 | 1,300m ² | | 菜の花、ひまわり等 |
| 茶畑・桑畑 | 面積 | 1,200m ² | 700m ² | 茶つみ、桑のつみとり |
| 昭和座 | 建築面積 | 366m ² | | 芝居や昭和の映像等の上映 |
| 農家レストラン | 建築面積 | 747m ² | | 地元食材を使った料理 |
| 饅華堂 | 建築面積 | 247m ² | | 手づくりパン、グッズ販売 |
| 飛驒路 | 建築面積 | 803m ² | | 休憩所、工作室 |
| なつかし工房美濃屋 | 建築面積 | 573m ² | | 食品加工体験、トグッズの販売 |
| 縁日仲見世 | 建築面積 | 139m ² | | なつかしい駄菓子、おもちゃの販売 |
| だんご茶屋 | 建築面積 | 217m ² | | あんみつ等の和風甘味 |
| 茶室「飛水庵」 | 建築面積 | 76m ² | | お茶会が開ける茶室 |
| あじさい工芸館 | 建築面積 | 474m ² | | 手打ちそば体験等 |
| 能楽堂 | 建築面積 | 192m ² | | 能舞台 |
| ホテル | 建築面積 | 1,128m ² | | 宿泊施設（客室数85室）R2.10オープン |
| <村里のゾーン> | | | | |
| 炭焼き小屋 | 建築面積 | 15m ² | | 炭焼き体験 |
| 登り窯 | 建築面積 | 90m ² | | 登り窯 |
| 陶芸教室 | 建築面積 | 210m ² | | 陶芸体験 |
| 創作体験館わらべ | 建築面積 | 169m ² | | ※ジップライン等の事務所兼受付所 |
| そば家とうげ | 建築面積 | 146m ² | | そばを味わう食堂 |
| 唐臼小屋 | 建築面積 | 7m ² | | そばを挽く唐臼 |
| やまびこ学校 | 建築面積 | 371m ² | | 昭和パビリオン・展示場 |
| 食の体験どんぐり | 建築面積 | 212m ² | | 飯盒炊さん等、ディキャンプ体験 |
| 棚田・菜園 | 面積 | 3,000m ² | 5,000m ² | 田植え・稲刈り体験、野菜の収穫体験 |
| 溪谷・吊り橋 | 220m | 34m | | 奥飛驒をイメージした溪谷 |
| <野辺の原ゾーン> | | | | |
| 屋根つき広場 | 建築面積 | 995m ² | | 屋根つき多目的広場 |
| 山之上商店 | 建築面積 | 268m ² | | 古民家展示、雑酒の仕込み・販売 |
| じゃぶじゃぶ池 | 面積 | 4,000m ² | | 棚田をイメージした水遊び池 |
| 休憩所(着替え所) | 建築面積 | 280m ² | | 無料休憩所 |
| 遊びの広場 | 面積 | 5,380m ² | | 面白自転車、インモーション、ゴーカート、芝すべり等 |
| 第二ゲート | 建築面積 | 283m ² | | 自然ふれあいゾーンへの近道ゲート |
| 果樹園 | 面積 | 7,400m ² | | 梅、柿、栗等四季折々の果物の栽培 |
| 里山散策道 | 延長 | 500m | | こもれびの散策道 |
| 乗馬&トレッキング | 面積 | 140m ² | 2,000m | 乗馬体験 |
| 休憩所(ボート池) | 建築面積 | 67m ² | | 無料休憩所 |
| ボート池 | 面積 | 6,000m ² | | 中央に島のある池 |
| ほたるの家 | 建築面積 | 17m ² | | — |
| 昭和村役場 | 延床面積 | 218m ² | | 朝日村旧庁舎を移築 |
| 双六小学校 | 建築面積 | 405m ² | | 上宝村の小学校を移築。3Dシアター |
| カヌー池 | 延長 | 450m | | スワンボートで周遊できる池 |
| キャンプ場 | 面積 | 7,000m ² | | キャンプ体験 |
| 管理棟 | 建築面積 | 169m ² | | |
| 炊事場 | 建築面積 | 54m ² | | |
| 飾りサイロ | 建築面積 | 30m ² | | サイロ型の収納室 |
| 花畑 | 面積 | 20,000m ² | | |
| 牧場 | 面積 | 10,000m ² | | |
| 牧舎・小動物舎 | 建築面積 | 315m ² | 41m ² | 動物の飼育舎 |
| 屋根付き広場 | 延べ面積 | 1,077m ² | | スポーツ練習場兼イベント広場。R2.7オープン |
| <水と森のゾーン> | | | | |
| 園内林 | 面積 | 232,000m ² | | ※蜂屋調整池含まず。 |



1.8 岐阜メモリアルセンター（運動公園）

概 要

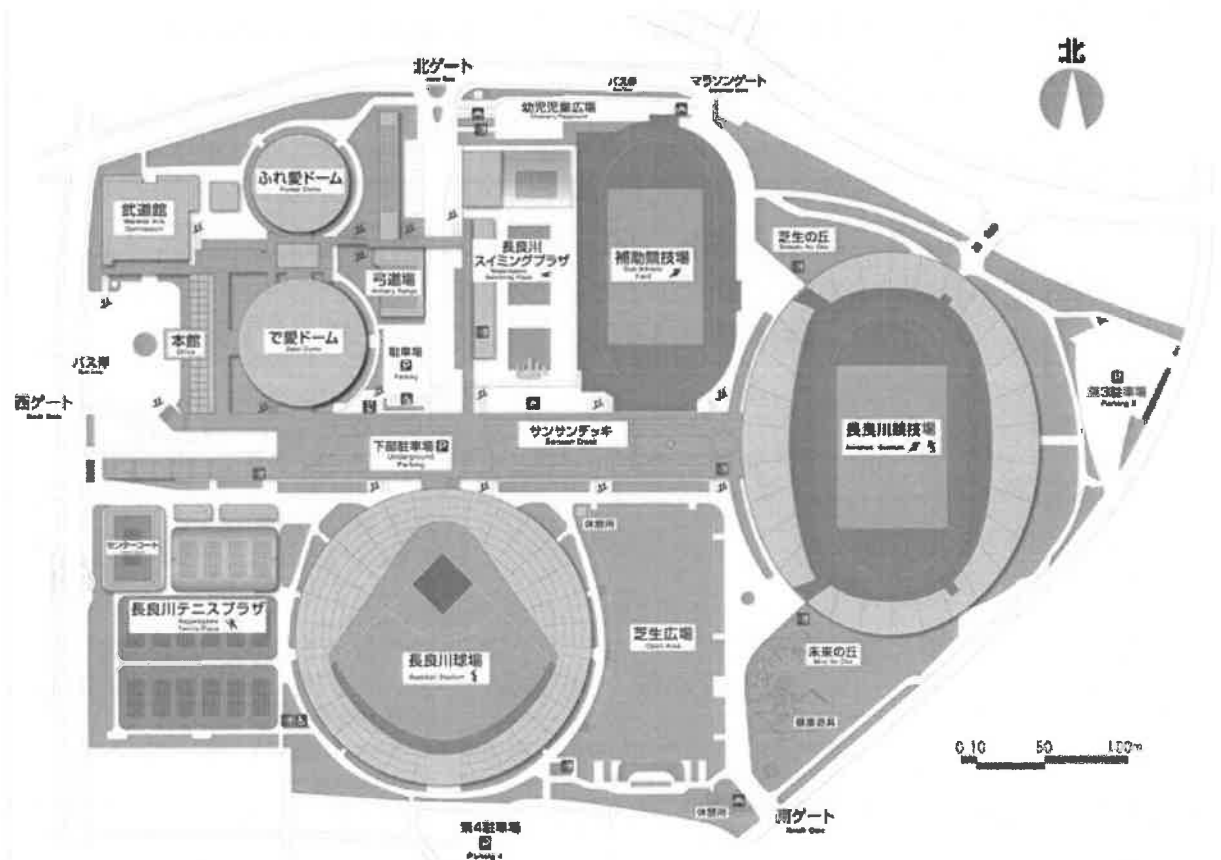
| | |
|---------|--|
| 位 置 | 岐阜市長良福光地内 |
| 計 画 決 定 | 昭和37年10月26日 建設省告示第2712号 面積約22.0ha 昭和63年12月9日 岐阜県告示第853号 (名称変更) 平成3年10月22日 岐阜県告示第629号 面積約23.0ha |
| 事 業 認 可 | 昭和37年10月26日 建設省告示第2713号 面積約22.0ha |
| 事 業 費 | 321億円（当初） |
| 開設面積経緯 | 約24.1ha（昭和41年4月1日） 約24.3ha（平成3年4月14日 岐阜県告示第284号） 約24.0ha（平成4年11月5日 岐阜県告示第680号） 約23.2ha（平成6年4月1日 岐阜県告示第259号） |
| 沿 革 | <p>当センターは、昭和16年から都市計画事業の一環として年々施設整備がされたが、戦後昭和25年度からの失業対策等で再び各施設を整備し、さらに昭和40年の第20回国民体育大会の主会場に決定されてからは、新しく総合運動場整備5ヶ年計画によって本格的に各競技施設の拡充整備がされ、昭和41年4月からは、計画決定以外を含めた約24.1haが都市公園として開設された。</p> <p>しかし諸施設は、既に20数年を経過し、施設の老朽化が激しく、規模、機能面でも国際的・全国的競技会の開催が不可能な状況であったため、県民の運動公園として最も望ましい姿にすることを念頭に、施設の近代化を図るとともに施設の配置、規模について全体的に見直しを行うと同時に、同センターの一角に本県スポーツ振興の中核的機能を持つ体育館等を建設し、県民の多様なニーズに応えることができる運動公園を整備した。</p> <p>平成24年に開催された「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」開催のため、施設の再整備が行われた。</p> |

主要施設

| 施 設 名 | 規 模 | 内 容 等 |
|-----------------------|------------------------------|---|
| <第1期工事> 本 館 | 延床面積 4,431㎡ | 平成元年4月1日にオープン 事務室、会議室、研修室、体育室、 トレーニング室、体力診断室 |
| 第 一 体 育 館 (で愛ドーム) | 延床面積 8,648㎡ アリーナ面積 2,200㎡ | バスケット2面、バレーボール3面、 テニス3面、バドミントン12面等 観客席4,572席 (固定席2,892、可動席1,680) アリーナ照度1,500ルクス |
| 第 二 体 育 館 (ふれ愛ドーム) | 延床面積 3,815㎡ アリーナ面積 1,688㎡ | バスケット2面、バレーボール3面、 テニス2面、バドミントン10面等 観客席598席 アリーナ照度1,000ルクス |
| 武 道 館 | 延床面積 3,076㎡ アリーナ面積 1,260㎡ | 柔道3面、剣道3面、観客席884席 アリーナ照度1,000ルクス |

| | | |
|----------------|--------------------------|---|
| 相撲場 | 延床面積 68㎡ | 観客収容数157人 |
| <第2期工事> 弓道場 | 延床面積 611㎡ アリーナ面積 200㎡ | 平成3年4月14日オープン 観客収容数140人 |
| 陸上競技場 | 面積 35,903㎡ | 第1種公認、全天候舗装 400m、9コース 観客収容数29,106人、照明塔2基(1500ルクス) |
| 補助競技場 | 面積15,883㎡ | 第3種公認、全天候舗装 400m、6コース (直走路8コース) |
| 野球場 | 面積 24,723㎡ | 両翼97.6m、センター122.0m、内野クレー舗装、外野芝生、観客収容数30,000人 |
| 水泳場 | 面積 8,883㎡ | 照明塔6基(1,200~2,500ルクス) 公認50mプール・25mプール(屋内・温室) 飛び込み、観客収容数2,000人 |
| 庭球場 | 面積 15,705㎡ | 照明塔2基(500ルクス) アクリル系ハードコート、センターコート1面、一般コート16面 クラブハウス、観客収容数4,324人 |
| 芝生広場 | 面積 11,394㎡ | 照明塔4基(1,000~1,250ルクス) |
| 未来の丘・芝生の丘 | 面積 9,209㎡ | 淡墨桜大陶壁 |
| 幼児・児童広場 | 面積 2,748㎡ | 未来を拓く塔 |
| サンサンデッキ | 面積 11,229㎡ | 巨型山東童芸術彫刻、複合遊具 上部 プロムナード、下部 駐車場 364台 床下 調整池 |

岐阜メモリアルセンター施設配置図



第2章 施設管理

第2章 施設管理

第1節 施設管理

2.1.1 施設管理の目的

施設管理の目的は施設の機能を十分に活用発揮させ、安全快適に利用させることである。そのためには、時間と共にその機能が劣化していく状況をとらえ、それを防止し、または劣化損傷したものを補修して、耐力の復元、機能の回復、美観の向上を図るとともに、設備、機器が正常に機能するよう運転・調整を行い、設備・機器が正常に機能しているかどうか測定し、記録するといった作業を適正に実施すること。

施設管理の対象は、①建物、②工作物（土木施設、小工作物）、③設備の3つに大きく分けられる。また、これらの施設に関しては、建築基準法、水道法、下水道法、廃棄物及び清掃に関する法律、電気事業法等により、安全上、防災上、衛生上の管理の基準等が定められており、これについては遵守しなければならない。

2.1.2 建物管理

公園内の建物は、管理者が使用する施設（管理事務所、倉庫等）、公園利用者が使用する施設（休憩所、集会所等）があるが、いずれにしても建物管理者が安全、快適にすごせるよう維持管理しなければならない。建築基準法は「建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を目的として定められているが、法第8条には「常時適法な状態に維持するよう努めなければならない」とされている。また、法第12条第2項に規定する建物点検（対象施設は法第6条第1項第1号に該当する施設）を3年以内に1回実施、当該施設に係る建築設備（換気設備、給排水設備、排煙設備、非常用照明設備、昇降機）を毎年点検しなければならない。「建物点検」、「設備点検」の対象施設については、別紙1に掲載する。

構築物の管理は、予防保全と事後保全とに分けられる。予防保全は、決まった手順により計画的に点検、手入れなどを行い、建物の劣化損傷を未然に防止するものである。事後保全は、損傷に対して補修を行い、耐力、機能、美観を回復させるものである。

2.1.3 工作物管理

工作物管理の対象は、大きくは、土木施設と小工作物とに区分できる。

土木施設は、部分的に補修をくり返し、耐用限度となったときに、全面的につけ替え、改造を行う。小工作物も同様な管理内容を含むほか、利用状況に応じた補充や移設、破損による取替え等の作業を行う。

これらの工作物の損傷は、利用と管理の両方に不都合を生じ、安全性も脅かされるため、建物管理と同様、計画的な手入れによって劣化損傷を防ぐ予防保全と、損傷に対して補修・取替えを行って安全性や機能性を回復させる事後保全とを行って、工作物の機能を維持しなければならない。

2.1.4 設備管理

設備管理は、設備、機器自体の保全とともに、適正な運転がなされることが重要であり、そのための各種の点検・検査や測定・記録が必要となる。また、このような設備に関しては、安全上、防災上、衛生上の設置・管理基準等が法令に定められており、それに基づいた管理を行うとともに、公園利用の特性を考慮した自主的な管理基準を設定して機能維持を図ること。

2.1.5 補修サイクルと耐用年数

施設補修計画の策定にあたっては、各々の公園緑地の計画の目的、施設の内容や特性、管理体制、組織などを総合的に検討し、定期的補修として行う補修内容、補修サイクル、補修方法、作業形態等を決定しなければならない。

各公園施設の耐用年数については、材質、構造、利用状況、設置場所等によりそれぞれ異なるため、各公園施設の定期的補修、全面改修（更新）を要する時期をそれぞれ設定し、設定した年数を経過したものについては、構造的に耐久性があるか、機能が十分に確保できているか等について必要に応じて精密な検査を行うことを原則とし、検査結果に基づき、必要があれば全面改修（更新）、修繕、撤去を行うこととする。

2.1.6 遊具の安全管理

遊具の安全確保にあたっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本とする。公園管理者は、リスクを適切に管理するとともに、生命に危険があるか重度あるいは恒久的な障害をもたらす事故につながるおそれのある物的ハザードを中心に除去し、子ども・保護者等との連携により人的ハザードの除去に努める。

また、遊具の利用状況の実態を日頃観察するとともに、誤った利用をしている場合にはその場で利用指導を行う。（遊具の安全管理に関する詳細は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び同解説版別編 子供が利用する可能性がある健康器具系施設を参照のこと）常に遊具の利用状況を観察していることは困難であるため、遊具利用上の注意喚起看板の設置や（一社）日本公園施設業協会では遊具の安全利用に関するピクトシールを作成しており、これらを利用することも安全確保の一助となる。

2.1.7 樹木の枝の落下に関する安全管理

樹木の倒木や枯損木、落下の恐れのある枯れ枝、通行の支障や危険（目の高さ等）を生じる恐れのある枝がないかどうかを確認する。特に枯れ枝の落下により公園利用者が怪我を負う事故が発生しており、散策路等の園路上や広場内の高木については、特に気をつけて点検を行い、必要に応じて対策を行うこと。

建築基準法第12条第2項及び第4項の規定による点検の実施状況一覧

※この一覧表は、年度毎に更新し、関係者間で共有すること

| 通番 | 施設名称 | 財産名称 | 現在 延面積 | 建物 用途等 ① | 第2項点検(建物) 点検の状況④ | | | | 新築、改築等 実施の場合の 次回点検 予定年度 ⑤ | 第4項点検(特定建築設備等) 建築設備 | | | | 主たる 建物の 番号 ⑭ | 備考 ⑮ | | | | | | |
|------|-----------|------------------|-----------|----------------|---------------------|------------|------------|------------|---------------------------------------|------------------------|---------------|------------|------------|-----------------------|---------|---------------|------------|------------|---------------|------------|------------|
| | | | | | 点検 対象 ③ | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | | 2022 年度 | 点検 対象 ⑥ | 2019 年度 | 2020 年度 | | | 点検 対象 ⑧ | 2019 年度 | 2020 年度 | 点検 対象 ⑩ | 2019 年度 | 2020 年度 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0780 | こどもの国 | 集会所 | 1,721.11 | ①劇場等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0781 | 花フェスタ記念公園 | 管理棟 | 207.43 | ⑦事務所等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0782 | 花フェスタ記念公園 | 管理棟 | 266.32 | ⑧その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0783 | 花フェスタ記念公園 | 茶室 | 368.23 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0784 | 花フェスタ記念公園 | 花のタワー | 471.54 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0785 | 花フェスタ記念公園 | 飲食物販 | 481.83 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0786 | 花フェスタ記念公園 | 西ゲート | 809.41 | ⑦事務所等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0787 | 花フェスタ記念公園 | 管理事務所 | 995.88 | ⑦事務所等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0788 | 花フェスタ記念公園 | ホール | 1,119.59 | ①劇場等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0789 | 花フェスタ記念公園 | 本館 | 1,738.39 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0790 | 花フェスタ記念公園 | 花の地球館 | 2,445.55 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0791 | 花フェスタ記念公園 | 花のミュージアム | 2,624.34 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0792 | 花フェスタ記念公園 | 運搬通路 | 452.81 | ⑧その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0793 | 花フェスタ記念公園 | 温室B | 478.19 | ⑧その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0794 | 花フェスタ記念公園 | 温室A | 479.28 | ⑧その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0796 | 各務原公園 | 管理事務所 | 250.00 | ①劇場等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0797 | 世界淡水魚園 | 営業2 | 307.24 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0798 | 世界淡水魚園 | アクアコート | 282.39 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0799 | 百年公園 | 事務所 | 400.00 | ⑦事務所等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0800 | 百年公園 | 南自駐車庫場 | 290.00 | ⑧その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0801 | 百年公園 | レストハウス | 271.16 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0802 | 平成記念公園1 | 民家2 | 249.53 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0803 | 平成記念公園1 | 民家2 | 285.40 | ⑦事務所等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0804 | 平成記念公園1 | 草ヶ根管理棟 | 352.95 | ①劇場等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0805 | 平成記念公園1 | 芝屋小屋・映像館 | 433.04 | ⑦事務所等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0806 | 平成記念公園1 | 入場門 | 484.42 | ⑦事務所等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0807 | 平成記念公園1 | 岐阜県物産展示即売所 | 1,071.66 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0808 | 平成記念公園1 | 絵巻(受付機及び浴室棟) | 201.22 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0809 | 平成記念公園1 | 陶芸教室 | 205.66 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0810 | 平成記念公園1 | ペーパーカフト・染色・糊付け体験 | 231.03 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0811 | 平成記念公園1 | 売店・パン工房 | 372.64 | ①劇場等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0812 | 平成記念公園1 | 双六学校 | 505.01 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0813 | 平成記念公園1 | 食材加工房 | 693.77 | ①劇場等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0814 | 平成記念公園1 | やまびこ学校 | 424.81 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0815 | 平成記念公園1 | 試食棟(本館) | 714.63 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0816 | 平成記念公園1 | 昭和の食料試食棟 | 740.09 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0817 | 平成記念公園1 | 飛騨牛の館 | 258.13 | ⑧その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0818 | 養老公園 | 牧舎 | 270.80 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0819 | 養老公園(追加) | 反転地記念館 | 1,037.38 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0820 | 世界淡水魚園 | 築市・築屋・養老(追加) | 286.59 | ④百貨店等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0821 | 世界淡水魚園 | 商業施設 貸付財産 | 384.48 | 商業3 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0822 | 世界淡水魚園 | 商業施設 貸付財産 | 843.96 | 商業4 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| 0823 | 平成記念公園 | 商業施設 貸付財産 | 995.00 | 商業4 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| | | 歴程付き広場 | | ①劇場等 | 〇 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | | | | | |

※点検対象の「〇」印は、当該点検の予定として点検を行う必要がある。

※点検の状況「〇」印の建物は、当該年度に当該点検を実施している。

※点検の状況「予定」の建物は、当該年度に当該点検を予定している。

第2節 施設点検

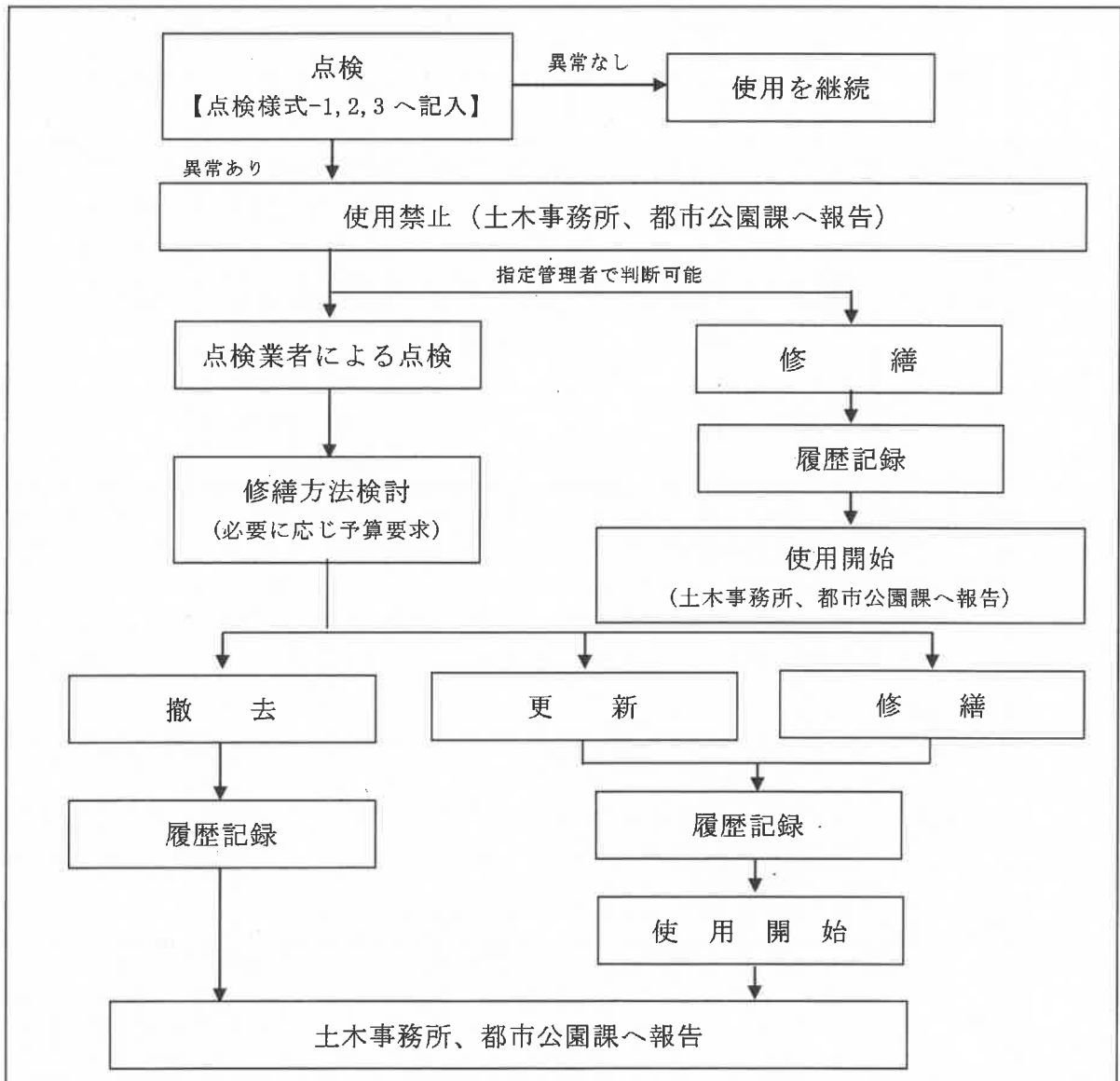
2.2.1 施設点検要領

施設点検は、補修作業の動機づけとしてなくてはならない重要な作業であり、この点検作業の体系化は、公園施設の維持管理を効果的かつ能率的に行い、公園利用者の安全で快適な利用の確保を図る上で重要なことである。

本マニュアルにおいては、点検の内容・頻度等により4段階の点検区分を設定した。点検を実施し異常が発見された場合は、施設点検フローに基づき適切な処置をとることとする。

この点検要領は、各公園の規模、施設内容、管理体制等の実情に合わせ、適宜改正していくものとする。

施設点検フロー



施設点検要領

| 施設点検要領の項目 | 内 容 |
|--|---|
| 1. 目的 | この要領は公園の巡回点検に関し、必要な基準を定め、公園の安全かつ機能的な運営を図ることを目的とする。 |
| 2. 点検者 | 点検Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは、指定管理者が行う。 点検Ⅳは、指定管理者、遊具点検業者及び関係各機関職員が行う。（必要に応じ専門業者） |
| 3. 服務基準 (1)服装等 (2)点検経路 (3)携帯用具 (4)移動手段 | 点検者は各公園で定められた服装を着用し、言動に注意しなければならない。 点検経路に基づき、点検を行う。 点検者は必要な道具類を携帯しなければならない。 点検は原則として徒歩または自転車によるものとする。 |
| 4. 業務内容 (1)施設点検と確認 (2)利用指導と監視 | 点検様式Ⅰ、Ⅱ、Ⅲによる。 特に遊具の利用については、誤った利用をしている場合は、その場で利用指導を行う。日頃の来園者の施設利用方法について、観察することにより施設の安全管理を心がける。 |
| 5. 処置 (1)施設の異常発見と処置 (2)人身事故・事件の発生と処置 | 施設に破損等の異常を発見したときは、速やかに使用停止あるいは応急措置等を行い、所長に報告し、指示を受ける。 園内において人身事故、事件が発生したときは事故者の保護に努め、事件関係者に注意するとともに所長に報告し指示を受ける。 |
| 6. 記録と報告 | 点検結果については、業務報告書（月次）に点検結果を添付し、各指定管理者から所管土木事務所へ提出。緊急性を要するものについては、関係各機関に随時報告し、協議を行う。 |

点検用具チェックリスト

| | 点検Ⅱ | 点検Ⅲ | 点検Ⅳ |
|----------|--------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 点検経路図 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 点検様式Ⅰ | <input type="checkbox"/> | | |
| 点検様式Ⅱ | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 点検様式Ⅲ | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| カメラ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ハンマー | | (<input type="checkbox"/>) | <input type="checkbox"/> |
| メジャー、ノギス | | (<input type="checkbox"/>) | <input type="checkbox"/> |
| スコップ | | (<input type="checkbox"/>) | <input type="checkbox"/> |
| 締付け器具 | | (<input type="checkbox"/>) | <input type="checkbox"/> |

※必要に応じてその他の用具を携帯する

第 号

平成 年 月 日

〇〇土木事務所長 様

(指定管理者)

管理公園施設について下記のとおり異常を発見しましたので、修繕について協議します。

記

- 1 公園名
- 2 施設名(遊具名)
- 3 異常発見日
- 4 異常の内容
- 5 現在の状況

<添付資料> ①修繕(撤去)協議書

②見積書

③施設管理台帳

施設修繕(撤去)協議書

| | | | |
|---------------|--|-------------|--|
| 公園名 | | 施設場所 | |
| 施設名(遊具名) | | 設置年度 | |
| 修繕内容 | | | |
| 修繕費見積額 | | | |
| 写真(遠景) 異常箇所に○ | | 写真(使用禁止状態) | |
| 全体写真を添付 | | 使用禁止状態写真を添付 | |
| 写真(異常箇所拡大)① | | 写真(異常箇所拡大)② | |
| 異常箇所拡大写真を添付 | | 異常箇所拡大写真を添付 | |
| 備考 | | | |
| 協議結果 | | | |
| 協議日 | | 協議者 | |

遊具点検チェックリスト（点検様式-1）

| | |
|-----|------|
| 公園名 | 点検日: |
| | 点検者: |

| 番号 | 施設名 | 台数 | 点検結果 | 異常内容 | 公園事務所措置 | 今後の修繕予定(内容、対応者、時期) |
|----|-----|----|------|------|---------|--------------------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |
| 21 | | | | | | |
| 22 | | | | | | |

点検結果記入要領:使用可=○、使用禁止=×

点検時に修繕を行った場合は「公園事務所措置」欄に修繕内容を記入(結果は○とする)

×の場合は、「公園事務所措置」欄に使用禁止と記入、「今後の修繕予定」欄に修繕内容、対応者、時期を記入

県と協議が必要な場合は、【協議様式-1, 2】による

遊具点検チェックリスト（点検様式-1） 記入例

| 遊具点検チェックリスト（点検様式-1） 記入例 | | | | | | |
|-------------------------|----------|------------------|------|---------|---------|--------------------|
| ○○公園 | | 点検日： ○○年 ○○月 ○○日 | | | | |
| | | 点検者： ○○○○、△△△△ | | | | |
| 番号 | 施設名 | 台数 | 点検結果 | 異常内容 | 公園事務所措置 | 今後の修繕予定(内容、対応者、時期) |
| 1 | ブランコ | 1 | ○ | | | |
| 2 | すべり台 | 1 | × | 地点砂不足 | 砂充填 | |
| 3 | ジャングルジム | 1 | × | 全体の揺れ | 使用禁止 | 県と協議中 |
| 4 | ボールブランコ | 1 | × | 支柱腐食 | 使用禁止 | 支柱取替、県、H19.10 |
| 5 | コンビネーション | 1 | × | 支柱腐食 | 使用禁止 | 支柱取替、公園事務所、H19.7 |
| 6 | ステップ渡り | 1 | ○ | ガラス破片あり | 除去 | |
| 7 | 丸太平均台 | 1 | ○ | ボルト弛み | ボルト締め | |
| 8 | 波のり丸太 | 1 | × | ロープのほつれ | 使用禁止 | ロープ交換、公園事務所、H19.8 |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |

ブルタケリストにより ○、×も入力

点検結果区分

| 異常なし | 点検結果 | 公園事務所措置 | 判定 |
|---------------|---------------------------------|---------|----|
| 安全に使用可、修繕箇所なし | | 使用継続 | ○ |
| 異常あり | 点検時修繕 (ボルト締め、砂充填、危険除去、部分塗装等) | 修繕→使用継続 | ○ |
| 異常あり | 点検時修繕不可能 | 使用禁止 | × |

施設点検チェックリスト(遊具以外)(点検様式-2)

No. 5

| 点検日:平成 年 月 日 | | 点検者: | | | | |
|--------------|------|------|---|------|---------|---------------------|
| 各公園共通 | | | | | | |
| 番号 | 施設名 | 点検箇所 | 点検項目※1 | 判定※2 | 公園事務所措置 | 修繕予定 (内容、対応者、時期) |
| 1 | 園路 | 路面 | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 不陸 <input type="checkbox"/> 排水不良 <input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 樹木の枯枝 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 2 | 広場 | | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 不陸 <input type="checkbox"/> 排水不良 <input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 樹木の枯枝 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 3 | 散策路 | | <input type="checkbox"/> 破損() <input type="checkbox"/> 不陸 <input type="checkbox"/> 排水不良 <input type="checkbox"/> 障害物() <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 樹木の枯枝 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 4 | 門扉 | | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> ぐらつき <input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> 表示不明 <input type="checkbox"/> 施錠 <input type="checkbox"/> 油汚れ <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 5 | 外柵 | | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 倒れ <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> ぐらつき・ゆるみ <input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 6 | 車止め | | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> ぐらつき <input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 7 | 標識板 | | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 倒れ <input type="checkbox"/> 傾き・ぐらつき <input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> 表示不明 <input type="checkbox"/> ボルト <input type="checkbox"/> 落書き <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 8 | くずかご | | <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 倒れ <input type="checkbox"/> ぐらつき <input type="checkbox"/> ゴミの回収 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 9 | 吸殻入 | | <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 倒れ <input type="checkbox"/> ぐらつき <input type="checkbox"/> 吸い殻回収 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 10 | 倉庫 | | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> ぐらつき <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 雨漏り <input type="checkbox"/> 施錠 <input type="checkbox"/> 火気 <input type="checkbox"/> 物品 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 11 | 照明灯 | 引込み | <input type="checkbox"/> 切断 <input type="checkbox"/> たるみ <input type="checkbox"/> 樹木等への接触 <input type="checkbox"/> 地下ケーブルの露出 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | | ポール | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> ぐらつき <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | | 灯具 | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 点灯 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | | 配線 | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 露出 <input type="checkbox"/> 自動点滅器 <input type="checkbox"/> スイッチ <input type="checkbox"/> 安定器 <input type="checkbox"/> 漏電 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 12 | 排水設備 | 側溝 | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> つまり <input type="checkbox"/> 勾配不良 <input type="checkbox"/> 土砂堆積 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | | 管 | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> つまり <input type="checkbox"/> 勾配不良 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | | 樹 | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> つまり <input type="checkbox"/> 土砂堆積 <input type="checkbox"/> 蓋紛失 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 13 | 階段 | 本体 | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 亀裂 <input type="checkbox"/> すりへり <input type="checkbox"/> 沈下 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | | 手すり | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> ぐらつき <input type="checkbox"/> 塗装 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| 14 | 池 | 水 | <input type="checkbox"/> 水量 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ゴミ <input type="checkbox"/> 生物 <input type="checkbox"/> 漏水 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | | 外柵 | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> ぐらつき <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 施錠 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | | 護岸 | <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 亀裂 <input type="checkbox"/> 沈下 <input type="checkbox"/> その他 | | | |

※1 点検項目には、異常のあった項目の□チェックボックスにチェックを入れる。

※2 判定欄には、使用可=○、使用禁止=×により記入

※3 点検時に修繕を行った場合は「公園事務所措置」欄に使用禁止と記入、「今後の修繕予定」欄に修繕内容、対応者、時期を記入

※4 県と協議が必要な場合は、【協議様式-1, 2】による

施設点検チェックリスト(点検様式-2) 記入例

| 番号 | 施設名 | 点検箇所 | 点検項目 ^{※1} | | | | | 判定 ^{※2} | 公園事務所措置 | 修繕予定 (内容、対応者、時期) |
|----|------|------|-----------------------------|--|--|--|---|------------------|-----------------------|---------------------|
| 1 | 園路 | 路面 | <input type="checkbox"/> 破損 | <input checked="" type="checkbox"/> 不陸 | <input type="checkbox"/> 排水不良 | <input type="checkbox"/> 障害物 | ○ | → 使用禁止 | 穴埋め、公園事務所 H25.8 | |
| 2 | 広場 | | <input type="checkbox"/> 破損 | <input type="checkbox"/> 不陸 | <input checked="" type="checkbox"/> 排水不良 | <input type="checkbox"/> 障害物 | ○ | → 清掃 | | |
| 3 | 門野 | | <input type="checkbox"/> 破損 | <input type="checkbox"/> 腐食 | <input type="checkbox"/> くさつき | <input checked="" type="checkbox"/> 塗膜 | ○ | → クレン、塗膜 | | |
| 4 | 外壁 | | <input type="checkbox"/> 破損 | <input type="checkbox"/> 腐食 | <input checked="" type="checkbox"/> 腐食 | <input type="checkbox"/> くさつき・ゆらみ | × | → 使用禁止 | 支柱取替、県 H25.7 | |
| 5 | 車止め | | <input type="checkbox"/> 破損 | <input type="checkbox"/> 腐食 | <input checked="" type="checkbox"/> くさつき | <input type="checkbox"/> 塗膜 | × | → 使用禁止 | フロッグ取替、公園事務所 H25.8 | |
| 6 | 遊具板 | | <input type="checkbox"/> 破損 | <input type="checkbox"/> 腐食 | <input type="checkbox"/> 腐れ | <input type="checkbox"/> くさつき | ○ | → 塗膜等除去 | | |
| 7 | くさかご | | <input type="checkbox"/> 破損 | <input type="checkbox"/> 腐食 | <input type="checkbox"/> 腐れ | <input type="checkbox"/> 塗膜 | ○ | | | |
| 9 | 合扉 | | <input type="checkbox"/> 破損 | <input type="checkbox"/> 不陸 | <input checked="" type="checkbox"/> 腐食 | <input type="checkbox"/> 雨漏り | × | → 使用禁止 | 県と協議中 | |
| 10 | 照明灯 | 引込み | <input type="checkbox"/> 切断 | <input type="checkbox"/> たるみ | <input type="checkbox"/> 樹木等への接触 | <input type="checkbox"/> その他 | | | | |
| | | ポール | <input type="checkbox"/> 破損 | <input checked="" type="checkbox"/> くさつき | <input type="checkbox"/> 腐食 | <input type="checkbox"/> 塗膜 | | | | |
| | | 灯具 | <input type="checkbox"/> 破損 | <input type="checkbox"/> 紛失 | <input type="checkbox"/> 腐食 | <input type="checkbox"/> 点灯 | | | | |
| | | 配線 | <input type="checkbox"/> 破損 | <input type="checkbox"/> 露出 | <input type="checkbox"/> 自燃点異状 | <input type="checkbox"/> スイッチ | | | | |
| | | 側溝 | <input type="checkbox"/> 破損 | <input type="checkbox"/> つまり | <input type="checkbox"/> 腐記不良 | <input type="checkbox"/> 土砂堆積 | | | | |

点検項目に異常があった場合、ボックスをクリックするとチェックが入る。

ブルダウクリオにより O, * を入力

点検結果区分

| 点検結果 | 公園事務所措置 | 判定 |
|--|---------|----|
| 異常なし 安全に使用可、修繕箇所なし | 使用継続 | O |
| 異常あり 点検時修繕 (取付取替、砂充填、危険除去、部分塗膜等) | 修繕→使用継続 | O |
| 異常あり 点検前修繕不可能 | 使用禁止 | × |

※1 点検項目には、異常のあった項目の□チェックボックスにチェックを入れる。
 ※2 判定欄には、使用可=O、使用禁止=×により記入
 ※3 点検時に修繕を行った場合は「公園事務所措置」欄に使用禁止と記入、「今後の修繕予定」欄に修繕内容、対応者、時期を記入
 ※4 県と協議が必要な場合は、【協議様式-1, 2】による

遊具点検チェックシート(点検様式-3)

点検日:

| 施設名称 | 設置年月日 | | |
|--|-------|-----------|---------|
| 全体写真 | | | |
| 重点点検箇所 | | | |
| | | | |
| 点検箇所※1 | 判定※2 | 異常の内容・部位等 | 公園事務所措置 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 総合判定 | 修繕内容 | 対応者 | 修繕時期 |
| ※1 点検箇所以外を点検した場合は適宜記入すること ※2 点検結果記入要領：使用可=○、使用禁止=× ※3 点検時に修繕を行った場合は「公園事務所措置」欄に修繕内容を記入（結果は○とする） ※4 総合判定が×の場合は修繕内容、対応者、時期を記入 ※5 県と協議が必要な場合は、【協議様式-1, 2】による | | | |

| | | | | |
|------|--|-------|-----|-------|
| 施設名称 | ネットラダー | 設置年月日 | H12 | No. 1 |
| 全体写真 |  | | | |

重点点検箇所



①ネット部
ネットの摩耗、固定部の
弛み、ほつれ



③地際部
腐食、基礎の露出
(千枚通しでチェック)



②丸太接続部
ボルト・ビスの弛み、
接続金具の腐食



④丸太部
腐食の有無、ささくれ

| 点検箇所※1 | 判定※2 | 異常の内容・部位等 | 公園事務所措置 |
|--------|------|-----------|---------|
| ①ネット部 | ○ | | |
| ②丸太接続部 | ○ | ボルト弛み | ボルト締め |
| ③地際部 | ○ | | |
| ④丸太部 | × | 腐食 | 使用禁止 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 総合判定 | × | 修繕内容 | 支柱取替 |
| | | 対応者 | 公園事務所 |
| | | 修繕時期 | 6月末 |


- ※1 点検箇所以外を点検した場合は適宜記入すること
- ※2 点検結果記入要領: 使用可=○、使用禁止=×
- ※3 点検時に修繕を行った場合は「公園事務所措置」欄に修繕内容を記入(結果は○とする)
- ※4 総合判定が×の場合は修繕内容、対応者、時期を記入
- ※5 県と協議が必要な場合は、【協議様式-1, 2】による

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(I) 書式(O) ツール(T) データ(D) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

表名: 点検様式-3 入力 会社名: 平成〇〇年〇月〇日 No. 1

表頭: 点検名称: マットラダー 設置年月日: H2

全件写真



点検結果区分

| 点検結果 | | 公園事務所措置 | 判定 |
|------|---------------------------------|---------|----|
| 異常なし | 安全に使用可、修繕箇所なし | 使用継続 | O |
| 異常あり | 点検時修繕 (ボルト締め、砂充填、危険除去、部分塗装等) | 修繕→使用継続 | O |
| 異常あり | 点検時修繕不可能 | 使用禁止 | X |

プルダウンリストにより O、X を入力

点検結果区分

プルダウンリストから、O、X を入力

| 点検項目 | 異常なし | 異常あり | 点検結果区分 |
|-------|------|------|--------|
| ①フット部 | O | | 異常なし |
| ②丸太部 | | X | 異常あり |

※H28以降は、点検後、毎年写真を最新のものに更新している。

2.2.3 点検内容

(1) 点検の種類

- ① 日常点検…主として目視、触診、聴診により、施設の変形、亀裂、くされ、さび、ゆるみ、剥離、欠け、ぐらつきなど、劣化や破損等を調べるために日常的に行う点検（点検－Ⅰ、Ⅱ）
- ② 定期点検…定期的に目視、触診、聴診、（必要に応じて打診、計測）を行う点検（点検－Ⅲ、Ⅳ）
- ③ 精密点検…日常点検、定期点検により、施設の機能の不具合が発見された場合、外観では判断が困難な部位、耐用年数の経過した施設など、さらに精度の高い検査が必要なときに、専門技術者により分解作業や専門測定器具などを使って行う点検

(2) 点検の方法

- ① 目 視…施設の全体、各部（表面、接続部、接続金具、支柱、基礎部、着地部など）の腐食や変色などの劣化、亀裂、凹凸傷、錆などを目で確認する点検方法
- ② 触 診…手で触れて、劣化、ささくれ、亀裂、凹凸などを確認する方法。また、可動部を動かし、使用に対応できるかどうかを確認する方法
- ③ 聴 診…動きのある機能、構造のある施設について、その部分が作動時に異常な音を発していないかを確認する方法
- ④ 打 診…金属部、木部、プラスチック部、タイル壁面などをハンマーなどで軽く打ち、その音から亀裂、腐食、浮き等の有無を確認する方法。目視や触診による点検では発見されにくい部分、状態の発見に有効。専門的な経験が必要
- ⑤ 計 測…メジャーやノギスなどの計測器具を用いて、部材の摩耗等の変化を計測し、変異の状態を確認する

(3) 遊具の箇所別点検内容

| 部 位 | 点 検 内 容 | 点検方法 |
|---------------------|------------------------------|----------------|
| 共通点検項目 | | |
| 各部 | 体に触れる部分に鋭利な状態等はないか | 目視、触診 |
| 落下防止 | 落下防止柵などがたつきや変形はないか | 目視、触診 |
| 基礎部 | 設置面に基礎が露出していないか | 目視 |
| 支柱部 | 部材にき裂、劣化はないか ぐらつきはないか | 目視、触診、 (打診) |
| 着地面、周辺 | 着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか | 目視 |
| 接合部 | ボルトの緩みや欠落はないか 継手金具の破損はないか | 目視、触診、 (打診) |
| 塗装 | 著しい塗装剥離や退色、さびの発生等はないか | 目視、触診 |
| 汚れ、異物 | 著しい汚れや落書き、異物等はないか | 目視、触診 |
| 揺動系遊具（ブランコ等） | | |
| 着座部 | 破損や変形はないか 着座側金具は摩耗していないか | 目視 |

| | | |
|---------------------------|---|-------------------|
| 揺動部 | 吊り金具は破損していないか 吊り金具の回転不良はないか 吊り金具から回転時に異音がしないか チェーンは摩耗していないか チェーンは変形やねじれがないか | 目視、触診、 聴診、(計測) |
| 梁部 | 部材の腐食、変形はないか | 目視、(打診) |
| 境界柵部 | 部材の腐食、変形はないか | 目視、(打診) |
| 振動系遊具 (スプリング遊具等) | | |
| 上物 | 破損、変形、腐朽はないか ぐらつきはないか | 目視、触診、 (打診) |
| スプリング | 破損、変形、腐食、き裂はないか 振動状態に異常はないか 振動時に異音はないか | 目視、触診、 聴診、(打診) |
| 台座 | 破損、変形、腐食はないか ぐらつきはないか | 目視、触診、 (打診) |
| アンカー部 | ボルトの緩みや欠落はないか 腐食や破損はないか | 目視、触診 (打診) |
| 上下動系遊具 (シーソー等) | | |
| 支点部 | 変状、摩耗、破損や変形はないか | 目視、触診、 聴診 |
| 腕部 | 変状、破損や変形はないか 木部の腐朽、ぐらつきはないか | 目視、触診 |
| 緩衝部 | 変状、変形、摩耗や劣化はないか | 目視、触診 |
| グリップ部 | 変状、ぐらつき、腐朽はないか | 目視、触診 |
| 回転系遊具 (グローブジャングル等) | | |
| 床板 | 変状、摩耗、腐食はないか | 目視、(打診) |
| 縦・横パイプ | 変状、ぐらつき、腐食はないか | 目視、触診、 (打診) |
| 接合部 | 変状、割れ、ぐらつき、腐食はないか | 目視、触診、 (打診) |
| 軸受け | 回転不良 (軸ブレ等) はないか 回転時に異音がしないか | 目視、触診、 聴診、(打診) |
| 滑降系遊具 (滑り台等) | | |
| 登行部 | 手すりに変状、腐食、ぐらつき等はないか 踏み板に変状、腐食、変形等はないか | 目視、触診、 (打診) |
| 踊り場 | 部材に変状、腐食、変形、破損等はないか | 目視、触診、 (打診) |
| 滑降部 | 滑降面に、変状、摩耗、突起物等はないか 側板に、変状、摩耗、突起物等はないか | 目視、触診、 (打診) |
| 連結部 | ヒモ等が引っかかり易い隙間等はないか | 目視 |
| 滑走系遊具 (ターザンロープ等) | | |
| 支持ケーブル | ほつれや摩耗、断線等はないか ケーブルに容易に手が届かないか | 目視 |

| | | |
|---------------------------|---------------------------------------|-------------------|
| ケーブル固定具 | 変状、摩耗、さびの発生等はないか | 目視 |
| 緩衝装置 | へたりや劣化、変形等はないか | 目視、触診 |
| 移動トロリー（滑車） | 変状や回転不良、金具の摩耗等はないか 滑車から回転時に異音がしないか | 目視、触診、 聴診、（打診） |
| 吊り下げ具 | 変状、摩耗、断線等はないか | 目視 |
| 登行部（滑り止め） | 部材の変状、き裂、劣化等はないか | 目視、触診、 （打診） |
| ぶら下がる遊具（鉄棒、雲梯等） | | |
| 握り棒 | 変状、摩耗、腐食はないか ぐらつきはないか、回転しないか | 目視、触診、 （打診） |
| 登行部 | 部材の変状、摩耗、腐食、変形はないか | 目視、触診、 （打診） |
| ソケット部 | 部材の変状、割れ、腐食等はないか | 目視、触診、 （打診） |
| 登る遊具（ジャングルジム、登り棒等） | | |
| 縦部材、はん登棒 | 部材の変状、摩耗、腐食、破損、変形はないか | 目視、触診、 （打診） |
| 横部材、横梁材 | 部材の変状、摩耗、腐食、破損、変形はないか ぐらつきはないか | 目視、触診、 （打診） |
| 接合部 | 部材の変状、割れ、腐食等はないか | 目視、触診、 （打診） |
| 平衡運動系遊具（平均台等） | | |
| 歩行部 | 部材の変状、割れ、摩耗、腐朽はないか ぐらつきはないか | 目視、触診、 （打診） |

※遊具の箇所別点検内容、点検方法を踏まえた点検結果については記録を作成し、適切に保存すること。

※遊具の箇所別点検内容、点検方法を踏まえた適切な点検の実施や点検結果の記録作成は、原則として以下の公的基準に基づき実施すること。

| |
|---|
| 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版） 【国土交通省 平成14年3月】 |
| 遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 1 4 【（一社）日本公園施設業協会 平成14年10月】 |

※県営公園に設置してある遊具は、上記の公的基準や上表にあてはまらないものも多いため、類似遊具の点検内容を参考としながら、遊具ごとに適宜必要な点検を行うこと。

(4) 建物の箇所別点検内容

| 箇所 | 点検項目 | 点検内容 | 点検方法 |
|---------------|---------|--|------------|
| 屋根 | 屋根材 | 屋根材等に変形、乱れ、割れ、腐食等がないか。 | 目視 |
| | 排水 | 雨どい等に枯れ葉等がたまり排水不良をおこしていないか。 | 目視 |
| | シーリング | 伸縮目地材、シーリング材、塗材等に変形や劣化、欠損はないか。 | 目視 |
| | 雨どい | 雨どい、指示金物等に著しいぐらつき、腐食等はないか。 | 目視、触診 |
| 外壁 | 外壁材 | 外壁材にき裂や浮き等の劣化及びはく落等の恐れはないか。 | 目視、触診、(打診) |
| | シーリング | 目地などのシーリング材の亀裂等の劣化がないか。 | 目視 |
| 窓・扉 | 窓わく | サッシ等に著しい腐食等がないか。 | 目視 |
| | シーリング | シーリング材等に腐食、き裂、硬化などの劣化がないか。 | 目視 |
| | 開閉 | 開閉時に著しいがたつき、異音等がないか。 | 触診、聴診 |
| | 施錠 | 施錠または解錠に不都合がないか。 | 触診 |
| 床 | 床材 | 床仕上げ材の欠損、はく離、浮き等で歩行等に支障がないか。また、摩耗等により滑りやすくなっているか。ぐらつきはないか。 | 目視 |
| | 誘導ブロック | 通路等にある視覚障害者誘導用ブロック等に、ぐらつき、欠損、はく離、浮き又は変退色がないか。 | 目視 |
| 内壁・天井 | 内壁材 | 内壁仕上げ材にあばれ、き裂、浮き、はく離、漏水跡等がないか。 | 目視、触診、(打診) |
| | 天井材 | 天井材仕上げ材にあばれ、き裂、浮き、はく離、漏水跡等がないか。 | 目視、触診 |
| 照明器具 | 点灯 | 照明器具の入切りの作動及び点灯は正常か。 | 目視、触診 |
| | 器具 | 照明器具類及び支持金物等に損傷、変形、腐食、異音、異臭がないか。 | 目視、聴診 |
| | 蛍光管 | 蛍光管等に球切れ、ちらつきがないか。 | 目視 |
| 自動ドア | 動作 | 自動ドアの開閉機能に障害がないか。安全装置は作動するか。 | 触診 |
| | 本体 | 自動ドアに著しいさび、腐食がないか。歩行の障害となっていないか。 | 目視 |
| カーテン・ブラインド | 本体 | カーテン・ブラインドに著しい汚損や変形はないか。 | 目視 |
| 手すり | 本体 | 手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきはないか。 | 目視、触診 |
| 電気設備 (年1回) | 分電盤、開閉器 | 盤類、扉開閉部に著しい損傷、変形、腐食、ぐらつきがないか。盤類から高温状態、振動、異音、異臭がないか。 | 目視、触診 |
| | 盤内部 | 盤類の内部機器に変色、変形、破損または、さび等の腐食がないか。 | 目視 |
| | 盤類防水 | 盤類の防水パッキン等に変形、損傷がないか。雨水進入の痕跡がないか。 | 目視 |
| | 受変電設備 | 受変電機器キャビネット外板に著しい損傷、変形、腐食がないか。受変電機器本体から異音や異臭がないか。 | 目視、聴診 |
| 通信・情報設備 | 本体 | 装置から異音、発熱、著しい汚れや腐食等がないか。 | 目視、触診、聴診 |
| | 動作 | 装置は正常に作動するか。 | 触診 |

| | | | |
|--------------|---------|---------------------------------|-------|
| 空調設備 | フィルター | エアフィルターは汚れ等で目詰まりしていないか。 | 目視 |
| | 本体 | 機器からの異常振動、異音等がないか。 | 目視、聴診 |
| | 固定部 | 固定部にき裂、腐食、ボルトのゆるみ等ないか。 | 目視、触診 |
| オイルタンク | 本体 | オイルタンクに傾きや破損、漏油等はないか。 | 目視 |
| 給排水衛生機器 | 水漏れ | 給水配管（給湯配管他）、排水配管から水漏れがないか。 | 目視、触診 |
| | 吐水 | 給水器具より吐水状況が良好か、さびが混じっていないか。 | 目視 |
| | 排水 | 排水器具よりの排水状況が良好か。 | 目視 |
| | 流し台、便器 | 流し台、便器、洗面器等に著しいき裂、損傷、ぐらつきがないか。 | 目視、触診 |
| 排水管、マンホール、柵等 | 柵 | 雨水柵や汚水柵などに排水不良や損傷はないか。 | 目視 |
| | 蓋、マンホール | 柵ふた、マンホールなどにがたつきがないか。 | 目視、触診 |
| サイン類 | ぐらつき | つり下げ案内表示板等の付属物に著しいぐらつきがないか。 | 目視、触診 |
| | 汚れ | 案内表示が汚れ、腐食、経年劣化等により見えづらくなっているか。 | 目視 |

2.2.4 点検結果の報告

点検結果については、業務報告書（月次）に点検結果を添付し、指定管理者から所管土木事務所へ提出。緊急性を要するもの、予算措置が必要なものについては指定管理者から所管土木事務所へ随時報告、対応協議を行う。

2.2.5 法令に基づく保守点検

公園施設には、建物・電気・水道・排水施設など法律により保守点検を義務づけられている施設があり、各法令を遵守しこれを管理しなければならない。

なお、法定点検結果の報告及び対応については、通常の点検の結果と同様に業務報告書（月次）に結果を添付して提出のうえ、必要に応じて協議を行う。ただし、法定点検のうち、建築基準法に係る点検の結果については、別途、所管土木事務所及び都市公園課あて報告書を提出するものとする。

- (1) 建物に関する保守点検
- (2) 電気工作物に関する保守点検
- (3) 消防用設備等に関する保守点検
- (4) 上水道（給水施設）に関する保守点検
- (5) 汚水施設に関する保守点検
- (6) 危険物に関する保守点検
- (7) 遊戯施設等に関する保守点検

2.2.6 遊具点検委託時の参考事項

- (1) (一社)日本公園施設業協会（JPF A）では、公園施設の設計・製造・販売・施工・維持管理に係わる企業や技術者の資質と技術の向上を図るため、企業認定や資格認定を行っている。資格認定には「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」がある。

(2) (一社)日本公園施設業協会では、製造・施工した遊具の品質管理、品質保証を適正に行うため、賠償責任保険は「製造物・完成作業リスク」と「施設・業務遂行リスク」の2つからなる「公園施設賠償保険制度」の整備を進めている。これは、保険加入会員企業が製造・販売・設置・保守点検等を行った公園施設の欠陥または瑕疵に起因し、保険期間中に他人の身体や財物に損害を与え、同企業が法律上（PL法、民法）の損害賠償責任を負担する場合に対応するものである。

2.2.7 点検結果区分

| 点検結果 | | 公園事務所措置 | 判定 |
|------|---|---------|----|
| 異常なし | 安全に使用可、修繕箇所なし | 使用継続 | ○ |
| 異常あり | 点検修繕(結果に点検時修繕と記載) (ボルト締め、砂充填、危険除去、部分塗装等) | 修繕→使用継続 | ○ |
| 異常あり | 点検時修繕不可能 | 使用禁止 | × |

2.2.8 緊急点検

(1) 豪雨や台風通過後における緊急点検

豪雨（P3-20：巡視を強化する雨量相当）や台風通過後には、以下のとおり施設緊急点検を実施する。臨時閉園を実施している場合は、臨時閉園解除基準を満たす状況となった後、点検を実施する。

- ・豪雨や台風通過等の異常気象が開園時間中に発生した場合
異常気象が収まった後、施設の緊急点検を実施し、被害状況及び開園の是非等について、土木事務所及び都市公園課へ報告するものとする。なお、閉園解除に際しては閉園解除基準により行う。
- ・豪雨や台風通過等の異常気象が閉園時間中に発生した場合
開園時間外の夜間や閉園日に、異常気象が発生した場合、開園時間前までに施設点検を実施し、被害状況及び開園の是非等について土木事務所及び都市公園課へ報告するものとする（開園の是非等に関し、他の関係機関がある場合は、情報共有を図ること）。

※県災害情報集約センター又は県災害対策本部が設置されている場合には、「各公園の開園予定」「被害の有無」「被害状況」などを朝の8時30分時点で対策本部に報告する事となっているため、夜明け後に点検を開始し、朝8時時点の被害状況及び開園の是非等について、土木事務所及び都市公園へ報告すること。

(2) 地震発生時における点検

公園所在地において、震度4以上の地震を観測※した場合、開園時であれば、来園者の安全確保を図りつつ、直ちに園内施設等の点検を実施し、異常の確認及び危険箇

所等への立ち入り禁止等の処置に努めること。夜間である場合は、危険回避のために夜明けを待って速やかに点検等を実施すること。点検結果及び開園の判断については、土木事務所、都市公園課へ報告を行う事。(開園に関し、他に関係する機関がある場合は、そちらにも情報共有を図ること)

※旧市町村で観測した震度を元に判断を行う。

第3節 施設管理台帳

2.3.1 都市公園台帳と施設管理台帳

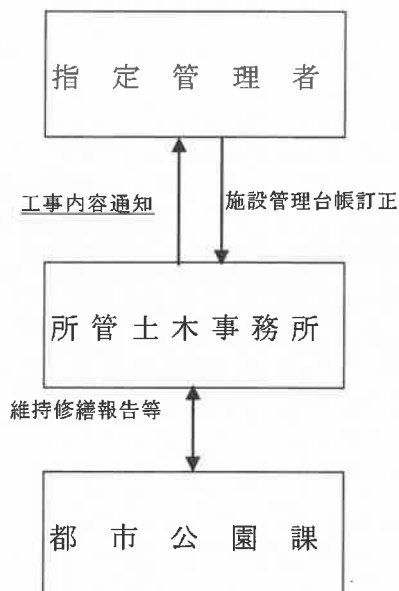
(1) 作成と保存

都市公園台帳は、都市公園法第17条及び施行規則第10条の規定により、県が作成、保存する。施設管理台帳については、指定管理者が加筆・修正・追記等により更新を行い、所管土木事務所へ提出する。施設管理台帳は、補修・修繕・保守点検等の措置経過の記録も記入することとし、経年的に使用するものとする。

この施設管理台帳には、各施設の管理のポイント、管理方針を記載し、管理していくこととなるが、新設工事・補修・修繕経過を考察することにより、長寿命化計画の進捗確認や、今後の管理方針を見直していくことも可能となる。また、補修・修繕履歴により事故発生時の原因究明の一助となることも考えられる。

(2) 変更と訂正

都市公園台帳について、都市公園台帳の内容に変更を加える必要のある維持修繕作業を行った場合など調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、速やかに所管土木事務所長へ通知しなければならない。また、所管土木事務所等が執行する整備、修繕工事については、土木事務所長等は指定管理者へ工事内容を通知し、必要書類とともに引継を行うものとする。引継を受けた指定管理者は、施設管理台帳を整備し管理しなければならない。



第4節 その他の管理

2.4.1 施錠管理

公園ゲート（開園時間の制限がある場合）及び建物の施錠について、施錠順序、ルート図、施錠方法（夜間警備機器等）等を各公園で定めることとする。

2.4.2 備品管理

(1) 台帳整備

県からの貸与備品は、指定管理者が所有する備品とは別に台帳を整備し、適正な管理をしなければならない。

(2) 備品管理

①指定管理者は、貸与備品を含めて総括的に管理すること。

報告等については、公園事務所長から都市公園課長へ行うこと。

②指定管理者は、備品管理責任者及び備品管理担当者を定め、「県貸与備品の管理責任者及び管理担当者について」（備品様式-1）により都市公園課長へ報告すること。なお、異動等により変更があった場合は、速やかに（備品様式-1）により都市公園課長へ報告すること。

③指定管理者は、適正な備品管理を行うこと。

④指定管理者は、毎年、都市公園課が実施する現物実査に同行すること。現物実査では、貸与備品の有無、状態の確認を行う。

(3) 使用不能となった貸与備品の届出

老朽化及び破損等により貸与備品が使用不能となった場合は、速やかに都市公園課長に貸与備品使用不能届（備品様式-2）を提出すること。

(4) 貸与備品からの除外

県が使用不能と判断した備品を指定管理者が廃棄処分した場合は、速やかに都市公園課長に報告すること。廃棄処分した備品が産業廃棄物の場合は、産業廃棄物管理票の写し又は電子マニフェストシステムから出力される受渡確認票を提出すること。都市公園課長は、廃棄処分された備品を貸与備品から除外し、県貸与備品の廃棄処分について（報告）（備品様式-3）を指定管理者に送付する。

2.4.3 農薬管理

(1) 直営作業で使用する農薬については、農薬保管場所を定め、施錠すること。

(2) 各公園ごとに農薬管理者を定め、農薬倉庫の施錠管理、農薬の出し入れ、記録簿により使用状況を把握すること。

(3) 残った農薬や散布液、容器の処理を確実にすること。

(4) 農薬の使用については、規定の濃度に希釈混合すること。散布の際は来園者はもちろんのこと散布者も農薬を浴びないように注意すること。

(5) 平成19年2月20日付け街公第621号「住宅地等における農薬使用について」、平成15年9月16日付け15消安第1714号の農林水産省消費・安全局長通知文「住宅地等における農薬使用について」、「岐阜県農薬安全使用に係る指針」及び「県有施設における病害虫等防除に関する基本方針について」を遵守すること。

2.4.4 燃料管理

- (1) 園内で使用するガソリン、灯油等については、保管場所を定め、施錠すること。
- (2) 各公園ごとに燃料管理者を定め、燃料倉庫の施錠管理、燃料の出し入れ、記録簿により使用状況を把握すること。
- (3) 危険物の貯蔵については、危険物に関する法令を遵守すること。

2.4.5 水道・電気使用量の確認

毎月の水道・電気使用量を記録し、過去同時期の使用量と比較し大幅に増加し、漏水・漏電等の可能性があると考えられる場合、早急に原因を究明すること。

2.4.6 設備の操作方法

各公園施設設備の操作方法について、緊急時にすべての職員が操作できるようにマニュアル化すること。

(法令により有資格者等のみが操作できるもの、高度な技術を要し専門業者にて対応しているものは除く)

2.4.7 設備故障時の対応

- (1) 設備に故障・不都合が生じた場合、職員で対応できるものは早急に対応すること。専門技術を要するものについては、専門業者へ修理を依頼すること。
- (2) 施設管理を業者へ委託している場合は、すぐに業者へ連絡すること。その際、担当職員以外でも連絡がとれるように、委託業者の一覧表を作成しておくこと。

2.4.8 火災後の施設の利用開始に向けた指定管理者の対応について：別紙1参照

2.4.9 特定外来生物、野生イノシシの死亡個体発見時の対応

- (1) 公園内において、セアカゴケグモ、ヒアリを始めとする特定外来生物を発見した場合、各公園の所在地を所管する県事務所環境課(岐阜地区は岐阜地域環境室)へ報告するとともに、別紙2 令和元年6月5日付け「セアカゴケグモ発見時の対処方法等について(通知)」に従い、緊急点検等を実施するものとする。
- (2) 野生イノシシの死亡個体等が発見した場合には、同じく県事務所環境課に報告するとともに、指示を仰ぐものとする。

特定外来生物、家畜伝染病関係の死骸を見つけた際の連絡先

| 公園名 | 連絡先 | 担当課 |
|-----------------------|-------------------------|------------------|
| 養老公園 | 西濃県事務所 0584-73-1111(代表) | 環境課 環境保全係 |
| 岐阜県百年公園 | 中濃県事務所 0575-33-4011(代表) | 環境課 環境保全係 |
| 世界淡水魚園 各務原公園 | 県庁 058-272-1111(代表) | 岐阜地域環境室 環境保全係 |
| ぎふ清流里山公園 花フェスタ記念公園 | 可茂県事務所 0574-25-3111(代表) | 環境課 環境保全係 |

※休日等は、一旦留守電になりますが、アナウンスに従って操作すると、警備員室につながります。その後、連絡をしてください。

2. 4. 8 火災後の施設の利用再開に向けた指定管理者の対応について (令和元年 月 日)

| 事項 | 指定管理者 | 土木事務所と都市公園課は状況に応じて柔軟に役割を分担する) | 都市公園課 |
|---|---|--|---|
| <p>○責務・役割 【県営公園危機管理マニュアル】</p> <p>○初期対応 ○公園の利用禁止・施設の閉鎖 【県営公園危機管理マニュアル】</p> | <p>指定管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場対応 ・土木事務所及び都市公園課への通報 ・土木事務所への支援要請 ・被害状況の把握 (初期消火・119通報) ・来園者の避難誘導 ・被害の拡散防止 (2次災害予防) ・土木事務所への被害状況の報告 ・公園の利用禁止、施設の閉鎖 (岐阜県都市公園条例第6条) <p>※利用を再開しようとするときは、土木事務所の確認を受ける。</p> | <p>土木事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者への指示、支援 ・都市公園課への協議、協力依頼 ・原因調査、再発防止対策 ・都市公園課への被害状況の報告 ・公園の利用禁止、施設の閉鎖の指示 (岐阜県都市公園条例第6条) <p>※安全性が確認できるまで利用を禁止する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者及び土木事務所の支援 ・原因調査、再発防止対策 ・被害状況の情報収集 ・関係機関への報告 ・マスコミ対応 (記者発表) |
| <p>○出火元の特定 現場検証への協力</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・消防等による現場検証に立ち会い、火災発生の原因調査に協力する。 ・火気使用設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行い二次災害の発生を予防する。 ・危険物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行う。 ・二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設に関する情報の提供 (図面等の提供) | <ul style="list-style-type: none"> ・施設に関する情報の提供 (図面等の提供) |

| | | | |
|-----------------|--|---|--|
| <p>○復旧作業</p> | <p>○復旧作業は、消防の了解を得てから取りかかる</p> <p>【復旧作業の着手の条件】</p> <p>(1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底すること。</p> <p>(2) 復旧作業に係る立入禁止区域を設定し、職員等に周知すること。</p> <p>(3) 復旧作業計画を県に提出すること。</p> | <p>・復旧作業の内容（施工方法等）について指導、助言</p> <p>・復旧作業計画の受理</p> | <p>・復旧作業の内容（施工方法等）について指導、助言</p> <p>・復旧作業計画の受理</p> <p>・関係機関への報告</p> |
| <p>○施設の利用再開</p> | <p>○利用再開について県と協議する</p> <p>○利用再開にあたっての施設点検は、消防及び県の立会いのもと実施する</p> <p>【利用を再開しようとするときの条件】</p> <p>(1) 出火元が特定されていること。</p> <p>(2) 出火原因となったものが除去されていること。</p> <p>(3) 設備の点検を実施し、異常のないことを確認していること。</p> <p>消防用設備が火災により損傷した場合は、有資格者による修理、点検及び消防への届け出を行うこと。</p> <p>(4) 職員へ火災予防について周知徹底していること。</p> | <p>・施設点検</p> <p>・異常がないことを確認し、利用再開の判断を行う</p> <p>※利用再開の承認</p> | <p>・施設点検の立会い</p> <p>・関係機関等への利用再開の報告</p> <p>※指定管理者への指導、処分</p> |

| | | | |
|--|---|-----------------|--|
| | <p>(5) 復旧作業が完了していること。 ただし、復旧作業に時間を要する場合は、以下の対応を取ることにより、県の承認を得て、暫定的に利用を再開することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。 ②復旧作業に係る立入禁止区域を指定し、全職員に周知徹底する。 ③復旧作業の関係者と相互の連絡を徹底するとともに二次災害発生防止のための監視を強化する。 ④復旧工事に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに、全職員にそのことを周知徹底する。 <p>※暫定的な利用再開後、復旧作業が完了したときは、県の確認を得ること。</p> | <p>※復旧作業の確認</p> | |
|--|---|-----------------|--|

都公第60号
令和元年6月10日

県営公園各指定管理者 様

岐阜県都市建築部都市公園整備局
都市公園課長

セアカゴケグモ発見時の対処方法等について（通知）

令和元年5月25日から26日にかけて、県営各務原公園で特定外来生物であるセアカゴケグモが発見されました。公園内においてセアカゴケグモを発見した場合は、速やかに関係機関へ連絡するとともに、看板等の掲示による注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。

また、今回、県営都市公園内でセアカゴケグモの疑いのある生物を発見した場合の対処手順を以下のように定めましたので、通知いたします。

- 1 入園者の安全を確保するため、疑いのある生物を駆除する（下記駆除方法参照）
- 2 発見された場所周辺の立ち入りを禁止する
- 3 セアカゴケグモの同定調査のため、所管の県事務所環境課環境保全係へ連絡する
- 4 「県営公園内での事故等発生時等緊急時連絡網」により、都市公園課及び所管土木事務所へ連絡する
- 5 セアカゴケグモであった場合、発見場所を中心に点検・駆除する
- 6 貼り紙やwebサイトへの掲載により、入園者への注意喚起を行う
- 7 点検・駆除後、立ち入り禁止の解除を行う
- 8 「県営公園内での事故等発生時等緊急時連絡網」により、都市公園課及び所管土木事務所へ連絡する

○都市公園課及び所管土木事務所への連絡内容

- ・ 県事務所環境課からの回答内容
- ・ 立ち入り禁止、注意喚起など安全確保の対応状況
- ・ 被害者の有無（有の場合は被害者情報をあわせて報告）
- ・ 個体数、発見された場所、発見者等付属情報

○注意喚起の表示例

- ・ 別添「園内注意看板例」、「園内注意看板例（発見用）」のとおり

○駆除方法（出展：環境省ホームページ）

http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/r_gokegumo.pdf

市販の家庭用殺虫剤を活用するとともに、靴で踏みつぶし駆除してください。

※遊具やベンチなど、利用者が直に触れる施設には直接噴霧しないようご注意ください。

網や袋に捕獲した後、噴霧してください。

○かまれた時の処置（出展：環境省ホームページ）

- ・万が一クモにかまれたら、速やかに医療機関へ相談する
- ・咬んだクモの種類がわかるように、できれば殺したクモを病院へ持参する

○その他

- ・「緊急に防除すべき特定外来生物（カミツキガメ、アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ、ハイイロゴケグモ）」の疑いのある生物を発見した場合も同様の扱いとします

| | | | |
|--------|------------------------------|-----|--------------|
| 所 属 | 都市公園課管理運営係 | | |
| 所在地 | 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 | | |
| TEL | 058-272-8667 | FAX | 058-278-2776 |
| 係長 | 内川 | 担当 | 戸崎 |
| E-Mail | tosaki-kaede@pref.gifu.lg.jp | | |

岐阜県都市建築部都市公園整備局都市公園課長 様

(指定管理者名)

県貸与備品の管理責任者及び管理担当者について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

| 公園名 | 管理責任者 | | 管理担当者 | |
|-----|-------|----|-------|----|
| | 所属 | 氏名 | 所属 | 氏名 |
| | | | | |
| 連絡先 | | | | |

岐阜県都市建築部都市公園整備局都市公園課長 様

(指定管理者名)

貸与備品使用不能届

岐阜県から貸与された下記備品について、使用不能となりましたので届け出ます。

記

公園名:

| 品目コード | 物品固有番号 | 品名・規格等 | 数量 | 貸与年月日 | 使用不能となった年月日 | 理由 |
|-------|--------|--------|----|-------|-------------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

<添付資料>

- ・使用不能となった備品の写真

(指定管理者名) 様

岐阜県都市建築部都市公園整備局都市公園課長

県貸与備品の廃棄処分について(報告)

平成 年 月 日付け 第 号により協議のありました県貸与備品については、廃棄処理が済みしましたので報告します。

備品の廃棄処分とともに、台帳整備等の適正な管理をお願いします。

<添付資料>

・物品処分等調書(写)等

第3章 危機管理

(県営都市公園危機管理対応マニュアル)

1 総 則

(1) 目 的

県営都市公園危機管理対応マニュアル（以下、「マニュアル」という。）は、岐阜県危機管理対応指針（平成17年11月作成、平成27年4月改訂）（以下「指針」という。）に基づき、県営都市公園内若しくはその周辺において、危機事案が発生し、若しくは発生する恐れがある場合には、来園者等の生命や身体等への被害を防止・軽減するため、また社会的影響が大きいことによる県や指定管理者への損害を最小限におさえるため、都市公園課、関係土木事務所及び指定管理者と情報収集・伝達を迅速かつ的確に行い、危機事案に対して総合的に対応することを目的とする。

なお、このマニュアルは「(2) 対象県営都市公園」で危機管理事案が発生した際の、都市公園課、関係土木事務所及び指定管理者の対応マニュアルである。

(2) 対象県営都市公園

このマニュアルの対象県営都市公園とは、都市公園課が所管する「花フェスタ記念公園」「ぎふ清流里山公園」「養老公園」「岐阜県百年公園」「世界淡水魚園（オアシスパーク）」「世界淡水魚園水族館」「各務原公園」とする。

※国土交通省から情報提供の要求がある「災害」及び「都市公園施設に起因する事故」については市町都市公園についても情報伝達の対象とする。

※自主事業も対象とする。

(3) 定 義

危機事案とは、「ある事象の急激な変化・発生等により、多数の死傷者、患者等の人的被害が発生し若しくは発生するおそれがある場合又は社会的影響が大きい場合で、県として情報収集又は対応が必要な事案」をいう。

具体的には下記判断基準による。

- ・被害者が怪我をした場合
- ・原因が施設管理運営に起因する場合
- ・警察署、消防署、機動隊、レスキュー隊が出動した場合
- ・休園、遊具の使用中止などをする必要がある場合
- ・トラブルが大きくなると予想される場合

(4) 責 務

①都市公園課の責務

都市公園課は、県営都市公園において危機事案が発生又は発生のおそれがある場合に、危機事案に対応する指定管理者と情報を共有し、危機事案に応じた対応を行うため関係土木事務所との調整や、指定管理者への必要な指示や支援を行うものとする。また、関係土木事務所、指定管理者とともに危機事案の原因調査、再発防止対策に努めるものとする。

②関係土木事務所（岐阜、大垣、美濃、可茂）の責務

関係土木事務所は、県営都市公園において危機事案が発生又は発生するおそれがある場合において、危機事案に対応する指定管理者と情報を共有し、危機事案に応じた対応を行うための調整を行うなど現場対応する指定管理者への必要な指示や支援をするものとする。なお、指定管理者への必要な指示や支援をする際、都市公園課へ協議、協力依頼することができる。

また、都市公園課、指定管理者とともに危機事案の原因調査、再発防止対策に努めるものとする。

③指定管理者の責務

県営都市公園において危機事案が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、指定管理者は関係法令等を遵守のうえ、現地において当該危機事案に対応する。

指定管理者は、危機事案の発生若しくは発生のおそれがある場合の連絡通報体制を整備し、危機事案発生時には必要な対応をするとともに都市公園課及び関係土木事務所へ情報を迅速に伝達し、関係土木事務所へ支援の要請、必要な指示を受けるものとする。

想定される危機事案ごとに、その対応について職員に周知徹底を図るものとする。

2 事前対策

(1) 危機管理責任者の設置

平常時においては県営都市公園の危機管理を推進・啓発し、危機事案発生時には都市公園整備局長の指示に基づき対応するとともに、危機管理部門及び関係土木事務所や指定管理者との連絡調整や情報収集・発信の責任者とするため、都市公園課長を危機管理責任者とする。

(2) リスク管理

①危機管理情報の収集

都市公園課は、県内外の自治体や民間企業等で発生した危機事例について、その原因、対応策等を分析し、関係土木事務所、指定管理者間で情報共有を行うとともに、指定管理者は、危機発生の可能性について分析する。

②危機事案対応時における情報共有

危機事案の対応において、現地確認者は二次被害に遭わないよう、予想されるリスク（危険性）を想定し、職員間の情報共有を図る。

(3) 体制の整備

危機事案の態様に応じた応急対策の実施を効果的に推進するため、次のとおり体制の整備を行う。

| 体制 | 基準 | 体制の内容等 |
|----------------|---|--|
| 情報収集体制 | 被害の状況や、社会的影響は甚大ではないが、今後拡大する恐れがある場合 | 指定管理者から都市公園課、関係土木事務所に対して情報を逐次提供し、情報の共有を行う。 |
| 連絡体制 (連絡会議) | 甚大な重大事故等や死傷者の発生、社会的影響のある事案などが発生する恐れがある場合 | 指定管理者は必要な場所に県営都市公園現場連絡会議を設置する。 (構成員：岐阜県(関係土木事務所)、指定管理者) |
| 非常体制 (対策本部) | 極めて甚大な重大事故等や多数の死傷者の発生、社会的影響が大きい事案などが発生した場合、または発生する恐れがある場合 | 指定管理者は必要な場所に県営都市公園現場対策本部を設置する。 (構成員：岐阜県(関係土木事務所)、指定管理者) |

※上記体制は、地震や台風の到来等で災害が予想される場合に県で設置される警戒本部も含み、その場合は、都市公園課と県営都市公園現場連絡会議はその指揮下にて対応するものとする。

※県営都市公園現場対策本部（連絡会議）の組織

県営都市公園現場対策本部（連絡会議）の設置場所及び組織は、危機事案の発生場所や内容を考慮し、関係土木事務所長が定める。

県営都市公園現場対策本部長：関係土木事務所長

(4) 関係機関等との連携

指定管理者は、危機事案が発生した場合、市町・関係機関（警察署、消防署、病院等）などと連携を図り、危機管理に対応する。

(5) 資機材等の確保

指定管理者は、所管する危機事案の対応や現場派遣者の二次災害防止のため必要な資機材等を備蓄するとともに、適宜、それらの点検を行うものとする。また、備蓄に適さない資機材等については、危機事案が発生した場合に円滑に調達できるよう事前調整を行うものとする。

(6) 都市公園課、関係土木事務所及び指定管理者の危機管理意識の保持

都市公園課、関係土木事務所及び指定管理者の職員は平常時より危機管理意識を持って行動するものとする。常に県営都市公園の状況等に気を配り、危機事案につながるおそれのある事象を発見した場合は、その情報を速やかに上司に通報するものとする。

3 具体的な対応

[対応者は現地が指定管理者・土木事務所もしくは都市公園課、県内は都市公園課]

(1) 事故等被害者の特定及び救済（救急対応）

[都市公園課・指定管理者・土木事務所]

①被害者が発生した場合、速やかに救急車等により病院搬送を行うとともに、事案に応じて所轄警察署、消防署、保健所等への連絡をとる。

被害者の特定については、可能な範囲で本人・関係者からの聞き取り及び病院等公的機関の記録により、速やかに把握する。

②指定管理者は、県との連絡体制を構築し、事故等が発生した場合には、速やかに当該事故に係る施設の使用等を中止するとともに県及び関係部署（警察署、消防署等）に報告する。自主事業においても同様とする。

※自主事業を実施する場合は、事前に提案書（安全対策、危機管理マニュアル含む）を作成し、都市公園課に協議を行うとともに、必要な資料等を土木事務所に提出するものとする。

※自主事業を実施する現場に危機管理マニュアル、取扱説明書、緊急連絡網等を常備すること。（委託先が実施する場合も同様とする）。

③被害現地では現場派遣者が現場を統括し、情報の混乱、指揮の多重化を防ぐ。

現場派遣者は必要な情報の把握に努め、記録を残す。

現場派遣者は、被害を最小限に留める措置をとるとともに、現地を直ちに確認し、総括責任者へ連絡する。

④救急対応時の記録を作成し、必要な情報を関係機関に速やかに報告する。

a. 緊急時連絡網によること。対象範囲は、状況に応じて都市公園課長が判断する。

b. 都市公園整備局長及び危機管理課へは、都市公園課から連絡する。

c. マスコミ、関係機関（広報課・秘書課等）への報告は、状況に応じ都市公園課に窓口を設け、情報発信を一元化する。

⑤関係土木事務所及び都市公園課は指定管理者と連絡を密にし、事態の把握に努める。

⑥情報報告は「事故等事案の概要」「初期対応」「被害状況」「今後の対応」を認識している範囲で确实かつ速やかに逐次行う。

(2) 事故等被害対策に関する指揮命令系統の確立

[都市公園課]

①緊急対応後に、危機管理体制を組織し、情報の混乱、指揮命令の混乱を防ぐ

②安全対策管理者は、事故への対応が不十分と判断した場合は、危機管理体制を柔軟に組織する。

③各責任者は原則として以下のとおりとする。

| | | |
|---------|---------|---|
| 総括責任者 | 都市公園課長 | |
| 安全対策責任者 | 都市公園企画監 | 非常体制を効果的に運用するため、指揮命令を一括して行うとともに、必要な伝達を行う。 |
| 情報管理責任者 | 管理調整監 | マスコミ、関係機関への報告、情報提供内容について情報を一元化する。 |
| 事務処理責任者 | 各公園担当係長 | 安全対策管理者を補佐するため直轄指揮を受ける事務処理責任者を設ける。 |

(3) 来園者の避難誘導

[都市公園課・指定管理者・土木事務所]

緊急現場派遣者は、被害を最小限に留めるため、来園者を安全な場所に避難誘導するなど、事案の沈静に努める。

(4) 被害の拡散防止

[都市公園課・指定管理者・土木事務所]

緊急現場派遣者は、事故の発生状況を確認し、被害を最小限に留めるための措置をとる。ただし、自らの安全についても確保し、業務に従事すること。

(5) 現場派遣者の二次被害防止

- ①危機事案に対応している現場派遣者は、対応中に活動を続けることが危険であると判断した場合は、危険を回避または活動を中断したのち、直ちに派遣の決定者に報告し、指示を受ける。
- ②派遣の決定者は、リスクに関する情報を入手した場合は、直ちに、危機事案に対応している職員に連絡する。
- ③派遣の決定者は、活動を続けることが危険であると判断した場合は、直ちに危機事案に対応している現場派遣者へ活動中止の指示を行う。
- ④現場派遣の決定者は、総括責任者または、現場対策本部長とする。

(6) 事故に関する情報収集、関係各機関への報告

[都市公園課・土木事務所・指定管理者]

- ①情報管理責任者は、被災者の救援・救護、来園者の避難誘導、事故の拡散防止に目処がついた段階で、担当者に被害状況の詳細把握を行わせ報告させる。
- ②情報管理責任者は、担当者（複数名）に、現場で被災された方の状況、住所、氏名、年齢、性別、電話番号等を確認させ報告させる。
- ③情報管理責任者は、被害者の収容病院へ担当者（複数名）を派遣し、被害者の容態、住所、氏名、年齢、性別、電話番号等を確認させ報告させる。
- ④情報は、報告時点を統一して報告させる定時報告と、状況が急変した場合、時点を明確にして報告する臨時報告をもって収集する。
- ⑤マスコミへの対応は、原則として総括責任者、安全対策管理者又は、情報管理責任者が行うものとする。

- ⑥病院で治療を要した事故については、報告様式をもって関係各機関へ報告すること。
- ⑦その他、「岐阜県危機管理広報マニュアル」を参考とする。

(7) 被害者及び関係者への情報提供、被害対応（初期対応）

【都市公園課・土木事務所・指定管理者】

- ①事故被害者及び関係者に対して、提供できる情報がまとまった段階で報告を行うとともに誠意を持って救済対策とお見舞いを行う。事故責任の所在が不明確な段階であることに注意する。
- ②上記の報告等は、都市公園課、関係土木事務所、指定管理者で責任のある立場の職員が対応する。

(8) 警察への対応 【都市公園課・土木事務所・指定管理者】

- ①関係者の事情聴取については、最大限の協力をする。
- ②事情聴取の内容を記録し、幹部への報告、報道等との整合性が保たれているか常に確認する。

(9) 記者発表等マスコミ対応

【都市公園課】

- ①記者発表は都市公園課長が行う。必要に応じて都市公園課長と指定管理者との合同発表とする。
- ②この場合、広報課と調整する。
- ③記者発表時の説明者・応対者は責任ある立場の職員が行い、説明用の資料は他との整合性が保たれていること、未確認・未確定情報・個人情報等が含まれていないことを確認する。
- ④記者からの個別の取材は、原則、総括責任者、安全対策管理者及び情報管理責任者が対応する。
- ⑤明らかな誤報道があった場合は、訂正の申し入れ等適切に対処する。

(10) 被害者及び関係者への情報提供、被害対応（通常対応）

【都市公園課・指定管理者】

- ①被害者に対しては、誠意を持って訪問等により対応するとともに、情報の提供を行う。
- ②必要に応じて、知事名又は部長名により説明とお見舞いの文書を被害者宛発送する。
- ③賠償・補償等の対応については各機関と十分調整をとり、被害者の不利にならないよう責任を持って対応する。

(11) 関係各機関・全庁への情報提供、調整

- ①逐次の情報は、必要に応じて関係各機関に提供する。
- ②外部への情報提供は必ず情報管理責任者を通じて行う。
- ③全庁への情報提供。

重大事故等発生時や多数の死傷者の発生、社会的影響が大きい事案など、全職員に状況を周知する必要がある場合は、都市公園課は速やかにその他部局と情報を共有する。

(12) 中・長期的な対応（責任の所在→損害賠償等、被害者の心のケア等）

- ①事故責任の所在、今後の法的な責任等について、県指定の弁護士に相談し、対応方針を決める。
- ②被害者の心のケアのために、関係機関に適宜情報を提供するとともに最寄りの窓口を紹介する等、誠意をもって対応する。

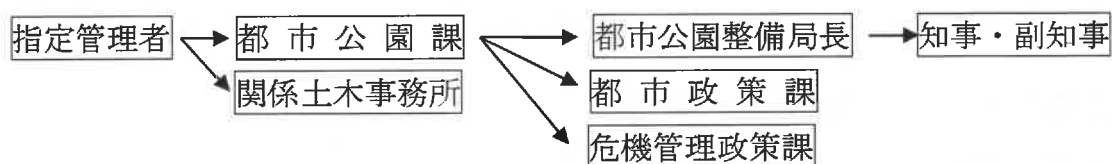
(参考)

【危機管理課等の連絡先】

| 区 分 | 担 当 | 電 話 | F A X |
|-------|---------------|--------------|--------------|
| 勤務時間内 | 危機管理政策課 政策企画係 | 内線：2414 | 058-278-2524 |
| | 都市政策課 政策企画係 | 内線：3753 | 058-278-2764 |
| 勤務時間外 | 危機管理政策課 政策企画係 | 058-272-1034 | 058-271-4119 |
| | 都市政策課 政策企画係 | 別紙1参照 | 058-278-2764 |

【情報伝達、対応指示、支援要請のイメージ】

【情報伝達】



※「情報伝達」の範囲は、事案により情報の受け手側が判断する。

【指 示】



※「指示」の協議範囲は、事案により協議の受け手側が判断する。

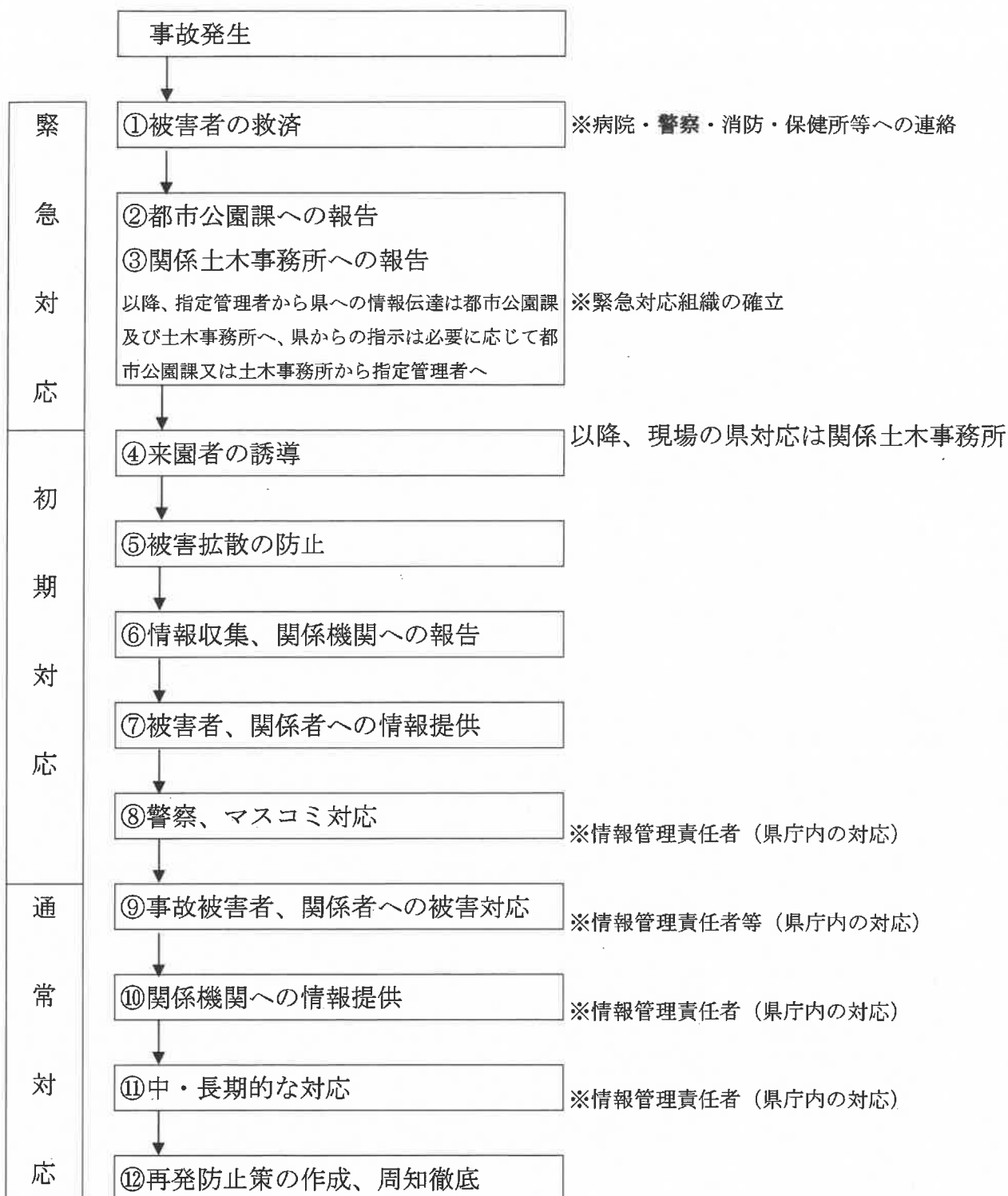
【支援要請】



※「支援要請」の依頼範囲は、事案により依頼の受け手側で判断する。

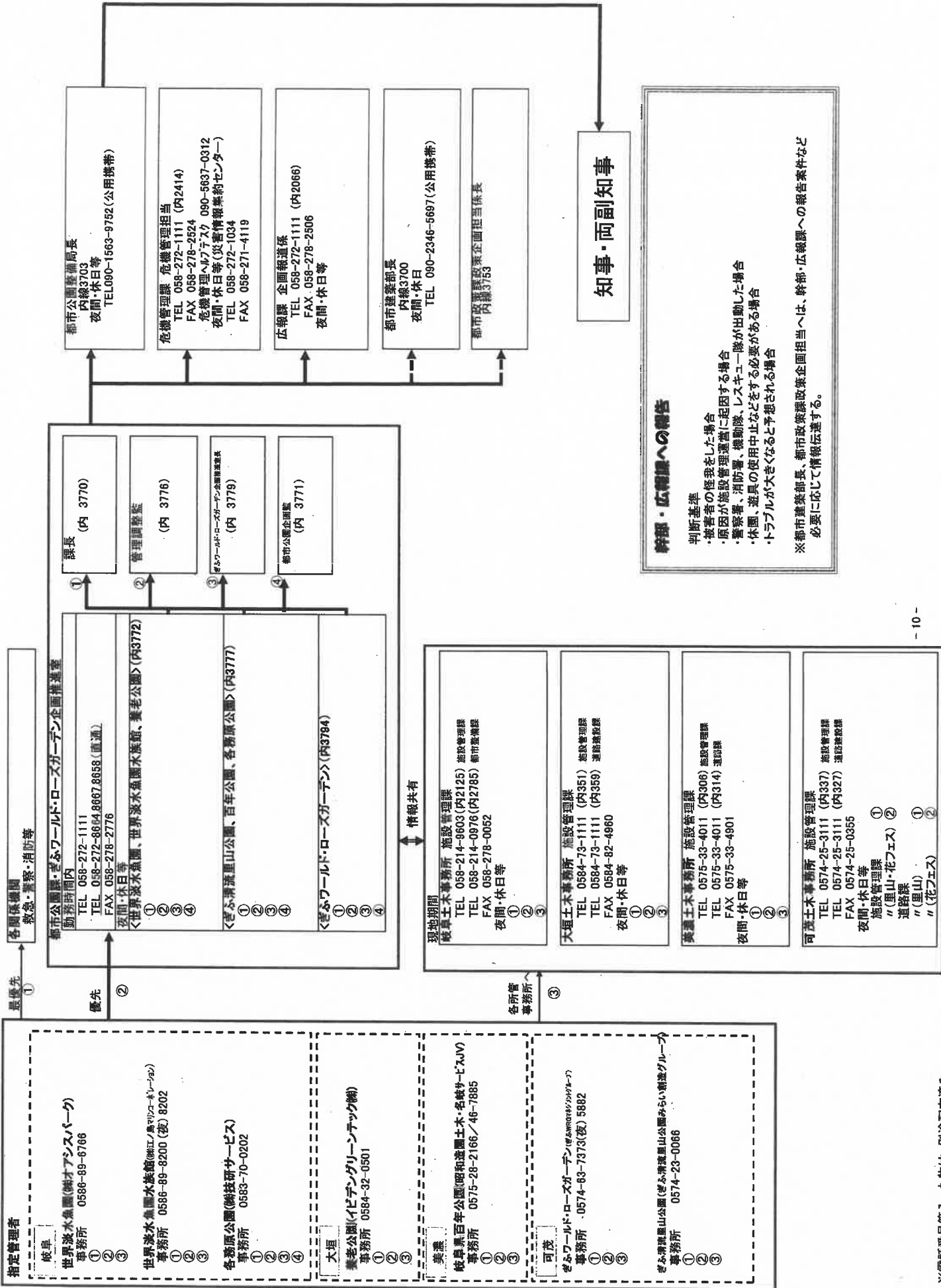
【県営都市公園内での危機管理事案発生時の対応フロー】

(本フローはあくまで一般的な流れを示したものであり、このフローにとらわれず状況に応じて都市公園課、関係土木事務所、指定管理者が協力して的確に対応すること)



県営公園内での事故等発生時等 緊急時連絡網

※個人情報 取り扱い注意 【別紙1】



都市公園課長
土木事務所長

様

公園所長

事 故 等 報 告 書 (第 報)

時 分現在 (報告時刻 時 分)

| | | | | | |
|------------------|----------------|------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 事 案 発 生 | 事 案 発 生 日 時 | | 平成 年 月 日 () 時 分頃 | | |
| | 事 案 発 生 場 所 | | | | |
| | 負 傷 者 | 氏 名 | | | |
| | | 生 年 月 日 | 平成 年 月 日 生 歳 | | |
| | 被 害 者 | 親 権 者 名 | | | |
| | | ※該当を○ で囲む 住 所 | | | |
| | | 電 話 番 号 | | | |
| | 対 応 職 員 | | | | |
| | 事案の概要(発生地・状況等) | | | 発生地 (該当箇所を○) | |
| | | | | 公 園 区 域 | 指定管理区域外 |
| | | | 指定管理区域内 | | 管理許可施設 (管理者:) |
| | | | 公園区域外 | | |
| 指定管理者の対応状況 | | | | | |
| 被害者の様子 | | | | | |
| 負傷内容 | 部 位 | | | | |
| | 程 度 | | | | |
| 医 療 機 関 | | | | | |
| 経 過 | | | | | |

※把握している内容を記載し、随時報告すること。また、第1報(口頭報告)の内容を必ず網羅すること。

現場地図

※確認でき次第添付し、報告してください。

現場写真

※確認でき次第添付し、報告してください。

※写真が貼りきれない場合は別途添付してください。

※1枚目を先行し、現場図面及び現場写真は確認し次第添付し、報告すること。

災害発生時の土木事務所から都市公園課への報告様式

被災状況報告書(第 報)

都道府県・市名・公園名:

被災日時:

担当者氏名(TEL):

異常要因:

公園名 ()

| 施設名 | 所在地 | 管理者 | 被災概要等(延長・面積) | 応急復旧状況等(期間) | 被災金額(千円) | 備考 |
|-----|-----|-----|--------------|-------------|----------|----------------------------------|
| | | | | | | 図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無 |
| | | | | | | 図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無 |
| | | | | | | 図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無 |
| | | | | | | 図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無 |
| | | | | | | 図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無 |
| | | | | | | 図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無 |
| | | | | | | 図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無 |
| | | | | | | 図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無 |
| | | | | | | 図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無 |
| | | | | | | 図面添付:有・無 写真添付:有・無 参考資料:有・無 |

県営公園臨時閉園基準

公園利用者の安全確保のため、下記のとおり県営公園の臨時閉園基準を定める。

当基準は、岐阜県百年公園、養老公園、ぎふワールド・ローズガーデン、ぎふ清流里山公園、各務原公園、世界淡水魚園及び世界淡水魚園水族館に適用する。

記

1 臨時閉園基準

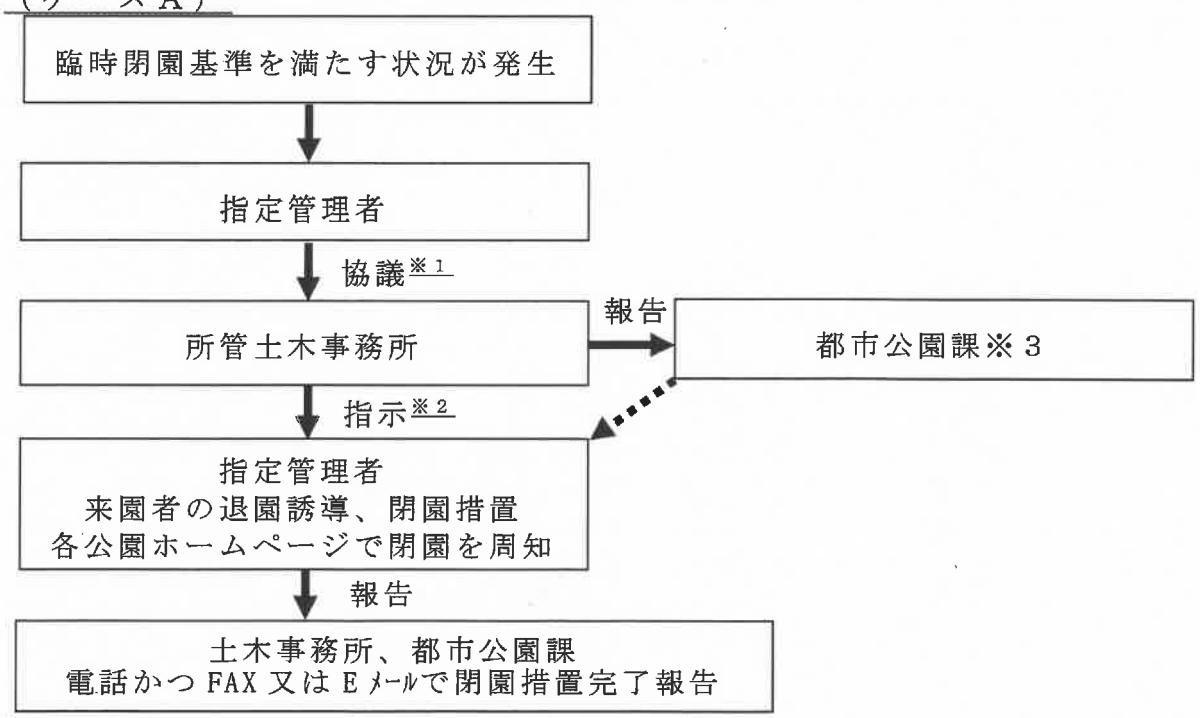
ケースA：以下の状況が発生した場合は、自動的に臨時閉園を実施する。

- ①各公園所在地において、大雨特別警報、暴風（雪）警報、大雪警報が発表された場合（養老公園・各務原公園は大雨警報（土砂災害）以上の場合）
- ②各公園所在地において、12時間以内に「台風の暴風域に入る確率60%以上」が発表された場合（気象庁ホームページ発表による情報）
- ③各公園所在地において、避難指示が発令された場合
- ④南海トラフ地震予知情報が発表された場合
- ⑤局地的豪雨等における閉園基準を満たす場合

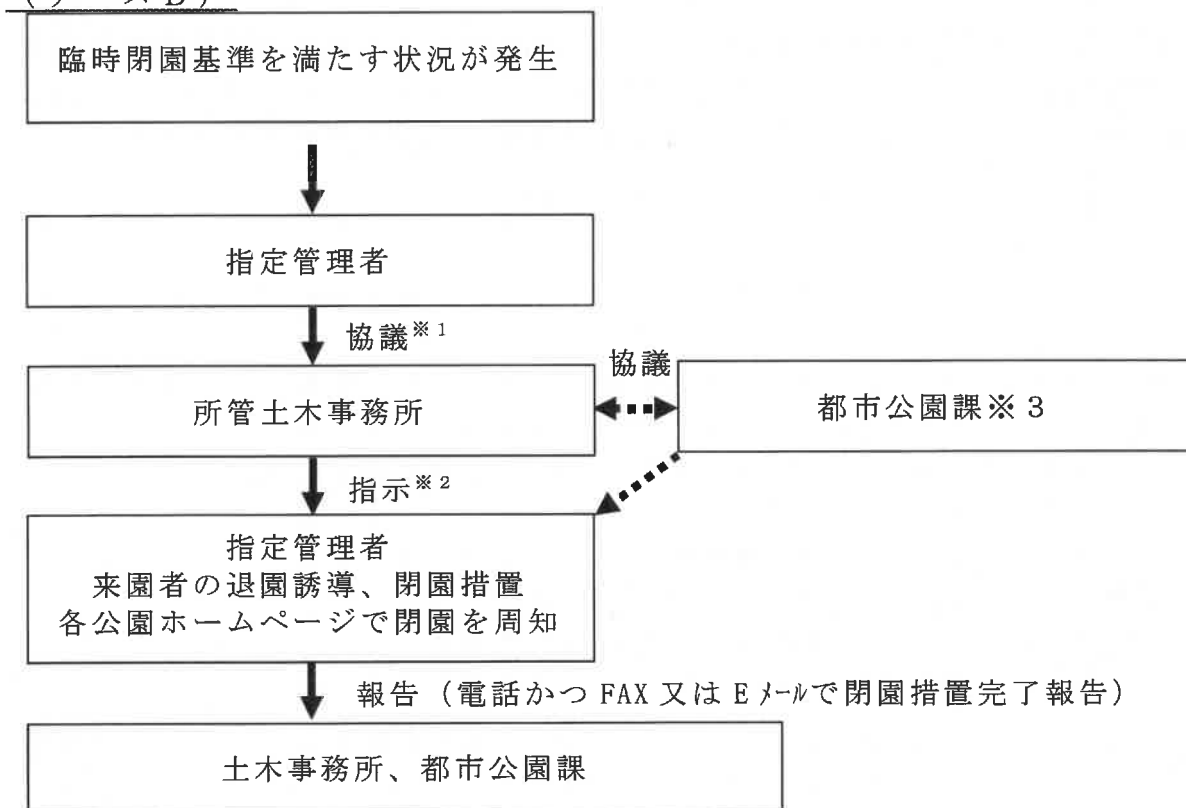
ケースB：以下の状況が発生した場合は、土木事務所長の判断により臨時閉園を実施する。ただし、土木事務所長が判断に困る場合は、都市公園課と協議のうえ臨時閉園を実施する。

- ①園内または隣接地で災害（火災含む）が発生した場合
- ②その他所管土木事務所長が臨時閉園する必要があると認めた場合
（例：管内での震度4以上の地震、大雪等による閉園、岐阜県災害対策支部の設置、危害を及ぼす鳥獣等）

2 臨時閉園フロー (ケースA)



3 臨時閉園フロー (ケース B)



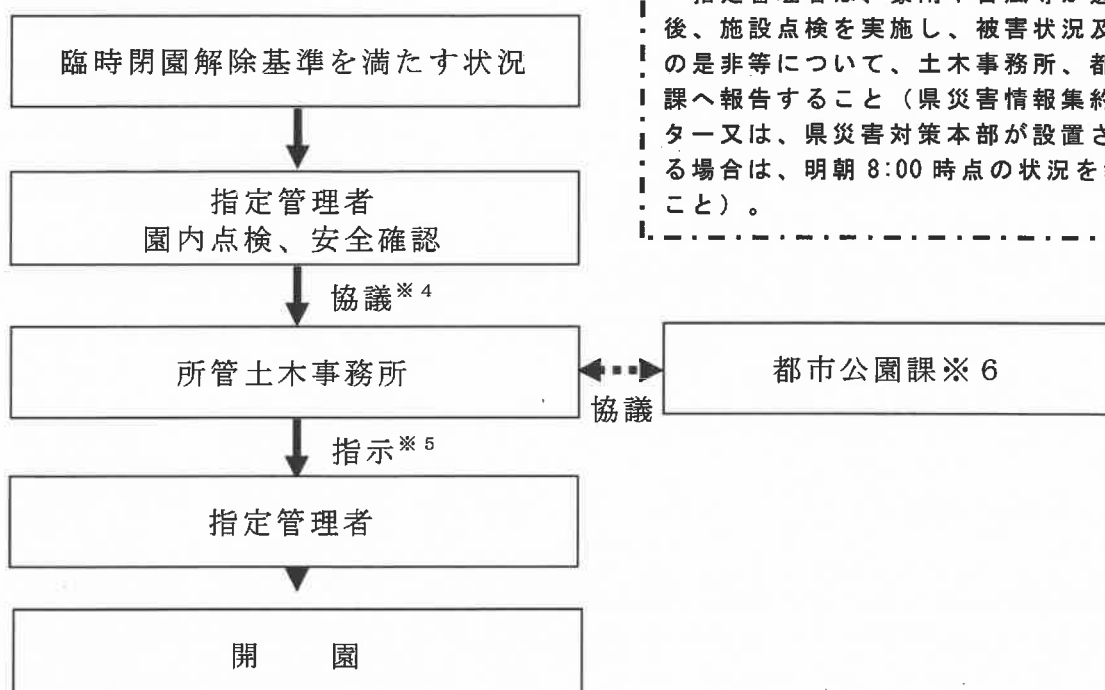
- ※1 世界淡水魚園は、指定管理者が国営公園現地事務所と調整した後、岐阜土木事務所と協議すること。必要に応じ岐阜土木事務所は木曾川上流河川事務所と協議する。
- ※2 岐阜県百年公園は、指定管理者が美濃土木事務所と協議した後、岐阜県博物館に連絡を行い、閉園を実施すること。
- ※3 都市公園課から随時、現地の状況を情報収集する。

4 臨時閉園解除基準

以下の基準を満たす状況となった場合は、臨時閉園解除フローに基づき公園の安全を確認の上、開園する。

- ① 大雨特別警報、暴風（雪）警報、大雪警報が解除された場合
- ② 各公園所在地において、暴風域から外れた場合または、12時間以内の台風の暴風域に入る確率60%未満となった場合（気象庁ホームページ発表による情報）
- ③ 各公園所在地において、避難指示が解除された場合。
- ④ 南海トラフ地震予知情報発令が解除された場合
- ⑤ 園内または隣接地で発生した災害の措置が終了した場合
- ⑥ その他所管土木事務所長が解除すると認めた場合

5 臨時閉園解除フロー



指定管理者は、豪雨や台風等が通過した後、施設点検を実施し、被害状況及び開園の是非等について、土木事務所、都市公園課へ報告すること（県災害情報集約センター又は、県災害対策本部が設置されている場合は、明朝8:00時点の状況を報告すること）。

※4 世界淡水魚園は、指定管理者が国営公園現地事務所と調整した後、岐阜土木事務所と協議すること。必要に応じ岐阜土木事務所は木曾川上流河川事務所と協議する。

※5 岐阜県百年公園は、指定管理者が美濃土木事務所と協議した後、岐阜県博物館に連絡を行い開園する。

※6 都市公園課から随時現地の状況を情報収集する。

6 特記事項

- ・各土木事務所による「安全確認」立会については、各公園事務所から各土木事務所長への協議の際、両者協議の上、必要性を判断し対応すること。
- ・閉園時の来園者の退園誘導については、天候状況等により、一時園内に待機した方が安全である場合などが考えられるため、状況に応じて適切な対応を心がけること。
- ・東海地震等大規模な災害時には公園への避難者が発生することも考えられるため、状況に応じて適切な対応を心がけること。
- ・養老公園滝谷エリアの閉園については、臨時閉園基準とともに別紙「養老公園内の異常気象時における通行規制実施要領」によることとする。

局地的豪雨等における閉園基準

| 土木事務所 | 公園 | 観測所（市町） | 臨時閉園基準 |
|-------|--------------------|--|--|
| 岐阜土木 | 各務原公園 | 上戸排水機場（雨量） （各務原市） | ・大雨警報が発令された場合 |
| | 世界淡水魚園 | 新那加橋（水位） （各務原市） 犬山（水位） （各務原市） | ・国営基準に準ずる |
| 大垣土木 | 養老公園 | 養老（雨量） （養老町） | ・連続雨量 150mm もしくは 50mm/時間以上で滝谷沿い （妙見橋～養老の滝）部分閉 園 ・複数箇所でも異常が発生した場 合 |
| 美濃土木 | 百年公園 | 関（雨量） （関市） | ・連続雨量 150mm もしくは 80mm/2時間以上でなお増加が 見込まれる場合 |
| 可茂土木 | ぎふ清流里山公 園 | 可茂土木（雨量） （美濃加茂市） | ・連続雨量 150mm 以上でなお増 加が見込まれる場合 |
| | ぎふワールド・ ローズガーデン | | |

なお、局地的豪雨等に対応するため、指定管理者において以下のとおり巡視を強化する。

各務原公園・・・・・・・・・・強雨の際に注視

養老公園・・・・・・・・・・連続雨量 120mm 以上もしくは、時間 30mm 以上にて巡視強化

養老町と連絡を図り、町管理箇所の安全確保を依頼。

百年公園・・・・・・・・・・連続雨量 120mm 以上もしくは、時間 30mm 以上にて巡視強化

ぎふ清流里山公園・・・・・・連続雨量 100mm 以上もしくは、時間 50mm 以上にて巡視強化

ぎふワールド・ローズガーデン・・・・・・連続雨量 100mm 以上もしくは、時間 50mm 以上にて巡視強化

養老公園内の異常気象時における通行規制実施要領
(改正平成22年4月1日)

第1条 目的

この要領は、豪雨、豪雪、地震等の異常気象時において園路の通行が危険であると認められる場合の通行規制に関する規準を定め、来園者の安全を確保することを目的とする。

第2条 通行規制の種類

通行規制の種類は「通行止め」とする。

第3条 異常気象時通行規制区間の指定

規制区域は、養老の滝から妙見橋までの左右兩岸の園路とする。

第4条 通行規制の基準

1 雨量による規制

- (1) 連続雨量が150mmもしくは時間雨量が50mmに達した場合、前条の規制を行う。
- (2) 降雨が3時間中断した場合は、連続雨量の計測を中止する。
- (3) 降雨の情報は、県の防災情報のインターネット及び携帯電話で確認する。

2 災害等による規制

- (1) 山腹に亀裂が視認される場合、前条の規制を行う。
- (2) 雪崩が予測される場合、前条の規制を行う。

第5条 通行規制の予告等の周知努力

通行規制の実施に関しては、園内及び周辺住民に周知するよう努めなければならない。また、養老公園ホームページに通行規制の実施事由および実施箇所を告知する。

第6条 通行規制の実施

養老公園事務所は、第4条の基準に達する事態が生じた場合、養老公園臨時閉園基準の閉園フローに従い通行止め措置を行う。

第7条 通行規制の解除

公園事務所は臨時閉園解除基準を満たす状況になったと判断した場合、「通行止め及び閉園解除時公園点検シート」に基づくパトロールを実施し、養老公園臨時閉園解除基準の閉園解除フローに従い通行止めの解除措置を行う。

第8条 実施要領の実施

この要領は、平成22年4月1日より実施する。

通行止め及び閉園解除時 公園点検シート

| | | | | |
|------|------|---|---|-----|
| 公園名 | 養老公園 | | | |
| 点検日時 | 平成 | 年 | 月 | 日 時 |
| 点検者 | | | | |

| 点検項目 | 点検内容 | 確認 | 特記事項 |
|---------|--------------------------------------|-----------------------------|------|
| 公園内全体 | 園路 | ・穴ぼこ、不陸、凸凹、段差の有無 | |
| | | ・土砂等の堆積、散乱、落石の有無 | |
| | | ・側溝、水路の土砂等堆積、側溝蓋破損の有無 | |
| | | ・園路の通行障害(倒木、枝折れ)の有無 | |
| | 法面 | ・法面崩壊、すべり、亀裂、浮き石の有無 | |
| | | ・落石ネットの土砂堆積の有無 | |
| | | ・湧水量、湧水箇所、色調変化の確認 | |
| | | ・倒木の有無 | |
| | 橋 | ・橋の状況(洗掘、変化、損傷) | |
| | 滝谷 | ・水量、色調の変化の確認 | |
| | | ・河床の土砂堆積の確認 | |
| | 養老の滝 | ・水量、色調の変化の確認 | |
| | | ・滝壺の土砂堆積の確認 | |
| | 建物 | ・建物、看板類の破損(倒壊、硝子・ドア破損など)の確認 | |
| 工事箇所 | ・工事箇所の変化(バリケードの破損等) | | |
| | ・工所用機械の安全確認 | | |
| こどもの国 | 園路 | ・穴ぼこ、不陸、凸凹、段差の有無(芝生地内も含む) | |
| | | ・土砂等の堆積、散乱の有無 | |
| | | ・側溝の土砂等堆積、側溝蓋破損の有無 | |
| | | ・園路の通行障害(倒木、枝折れ)の有無 | |
| | 建物 | ・建物の破損(倒壊、硝子・ドア破損など)の確認 | |
| | | ・雨漏りの確認 | |
| その他 | ・遊戯施設の状況確認(ぼうけん広場、水の広場、ボール広場、わんぱく広場) | | |
| 反転地 | フィールド内 | ・土砂等の堆積、傾斜地の崩壊の有無 | |
| | | ・側溝の土砂等堆積、側溝蓋破損の有無 | |
| | 植栽 | ・倒木、枝折れの有無 | |
| パビリオン | ・パビリオンの破損(倒壊、硝子・ドア破損など)の確認 | | |
| | ・雨漏り、水溜まりの確認 | | |
| パーク | コース内 | ・陥没、不陸の有無 | |
| | | ・倒木、枝折れの有無 | |
| | | ・側溝の土砂等堆積、側溝蓋破損の有無 | |
| | 建物 | ・建物の破損(倒壊、硝子・ドア破損など)の確認 | |
| ・雨漏りの確認 | | | |
| パター | コース内 | ・陥没、不陸の有無 | |
| | | ・倒木、枝折れの有無 | |
| | 建物 | ・建物の破損(倒壊、硝子・ドア破損など)の確認 | |
| | | ・雨漏りの確認 | |

※ 確認の欄 ○:異常なし ×:異常有り △:県(公園管理者)の判断を有する で記入。

※ 必要に応じ、位置図・写真を添付。

(参考)

○岐阜県総合防災ポータル <http://www.pref.gifu.lg.jp/bousai/>
 (各種防災、気象情報等に関する情報が得られます。岐阜県災害対策本部の設置も確認できます。)

岐阜県総合防災ポータル - Windows Internet Explorer

http://www.pref.gifu.lg.jp/bousai/

岐阜県総合防災ポータル

岐阜県総合防災ポータル

岐阜県トップページ

気象情報 → 詳細
 (岐阜地方気象台の防災気象情報)

- ▼ 天気予報
- ▼ 時系列予報
- ▼ 週間天気予報
- ▼ 気象警報・注意報
- ▼ 土砂災害警戒情報
- ▼ 竜巻注意情報
- ▼ 洪水情報
- ▼ 台風情報
- ▼ レーダー・降水ナウキャスト
- ▼ 解析雨量・降水短時間予報

緊急情報
 現在緊急情報はありません

防災トピックス → 一覧

- 第13回中部の未来創造大賞の募集について (2012/6/28)
- 現在発表中の気象警報・注意報はこちら(岐阜地方気象台)
- 川の水位を調べるにはこちらへ(河川課)
- 土砂災害に関する警戒情報はこちらへ(砂防課)
- 山地災害危険地区を確認するにはこちらへ(治山課)
- 5月27日(木)13時から、気象警報・注意報を、市町村ごとに発表しています (2010/5/27)
- 気象庁が「局地的大雨から身を守るために」-防災気象情

県下の災害 → 一覧

- 津尾大震災 (明治24年 1891年)
- 伊勢湾台風 (昭和34年 1959年)
- 岐阜市東部および各務原市林野火災 (平成14年 2002年)

観測情報

- 気象情報
- 河川水位
- 雨量・土砂災害情報
- 道路規制
- リンク集

防災関連情報

| | | | | |
|---|---|-------------------------------------|------------------------------------|--|
| 自然災害 風水害・地震・雪害・火山災害などに関することを紹介します | 防災お役立ち情報 災害から身を守るポイントなどを紹介します | 防災体制 県の防災体制を紹介します | 地域防災計画 県の地域防災計画が掲示してあります | 避難所の確認 住所からみなさんの避難場所を確認することができます |
| 過去の災害 県内で発生した過去の災害を紹介します | 自主防災組織 自主防災組織の優良事例などを紹介します | 国民保護 県の国民保護対策に関することを紹介します | 消防組織 県内の消防組織について紹介します | 自動食糧200万炊運動 防災監院キャンペーン「自動食糧200万人運動」のホームページです |

<参考> 国営公園閉園判断基準 (※取り扱い注意)

| 閉園判断基準(上流域) | | | | | | | | | | |
|---|---|--|--------------------|----------------------|---------------|--|---------------------------------------|---------------------|--|---------------------|
| 国営公園の災害・異常気象時における閉園判断・連絡体制について | | | | | | | | | | |
| <p>・本公園における災害・異常気象時の「閉園」とは、「国営木曾三川公園 災害対策運営要領」の第5条に基づき危険防止策を講ずることである。</p> <p>・各拠点において、以下の災害・異常気象において閉園を決定し、また状況に応じて中部地方整備局あてに連絡を行うものとする。</p> <p>・避難地になっている拠点(フラワーパーク江南、138タワーパーク)は、通常業務を停止(閉園)したうえで、避難地として管理を実施する。</p> <p>・午前閉園の判断時間は8時とし、午後閉園の判断時間は閉園時間が14時以降になる場合は閉園しないものとする。</p> | | | | | | | | | | |
| | フラワーパーク江南 | | 138タワーパーク | | ワイルドネイチャープラザ | 河川環境楽園 | | かさだ広場・各務原アウトフィールド | 桜塚サブセンター・木曾長良河割堤 | |
| 堤内地・堤外地 | 堤内地 | 堤外地 | 堤内地 | 堤外地 | 堤外地 | 堤内地 | 堤外地 | 堤外地 | 堤外地 | |
| (堤外地対象施設) | | (高水敷) | | (風紋の広場) | (全エリア) | | (川原広場) (西口駐車場) (東口駐車場) (河の森) | (全エリア) | (全エリア) | |
| 所在地 | 愛知県江南市小杉町一色 | | 愛知県一宮市光明寺町字浦崎21番地3 | | 愛知県稲沢市祖父江町祖父江 | 岐阜県各務原市川島笠田町 | | 岐阜県各務原市川島笠田町 | 岐阜県羽島市桑原町、岡崎市海津町、愛知県愛西市 | |
| 観測気象台 | 名古屋地方気象台 | | | | | 岐阜地方気象台 | | | 岐阜地方気象台、名古屋地方気象台 | |
| 発表区分 | 愛知県尾張西部 | | | | | 岐阜県岐阜・西濃 | | | 岐阜県岐阜・西濃 愛知県尾張西部 | |
| 災害・異常気象の種類 | 洪水 | <ul style="list-style-type: none"> ・(堤内地)対象観測所水位が避難判断水位(河川が氾濫する可能性がある場合に、住民が避難を開始すべき水位)に達したとき ・(堤外地)対象観測所水位が施設撤去基準水位に達したとき※1 | | | | | | | | |
| | (対象観測所) | (犬山) | | | | | | | | |
| | 台風 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象台において、公園所在地近傍が12時間以内に「台風の暴風域に入る確率」が60%以上となる情報が発表された場合 | | | | | | | | |
| | (対象区域) | (愛知県尾張西部、又は岐阜県岐阜西濃) | | | | (愛知県尾張西部) | (愛知県尾張西部、又は岐阜県岐阜西濃) | | | |
| | 強風・暴風 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象台において、公園所在地に暴風警報(暴風警報を含む)が発表された場合 | | | | | | | | |
| | (対象区域) | (愛知県江南市) | (愛知県一宮市) | (愛知県稲沢市) | (岐阜県各務原市) | | | | | (岐阜県羽島市、岡崎市、愛知県愛西市) |
| | 高潮 | | | | | | | | | |
| | 地震 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園が設置されている市町村や隣接する市町村内の地震観測所の観測値で判断。(観測は点情報であり、面的な被害は把握を行うため、隣接する市町村の観測所も対象とする。) ・気象台において、下記の震度計観測地点のいずれかにおいて震度4以上が観測された場合に施設点検を実施し、被害状況に応じて判断する。(震度4の場合、夜間の点検は実施しない。) ・気象台において、東海地震に関する注意情報が発表された場合は閉園措置を行う。 | | | | | | | | |
| | (震度計観測地点) | (愛知県江南市赤童子町、愛知県一宮市緑・西五城・木曾川町、岐阜県各務原市那加桜町・川島河田) | | (愛知県稲沢市稲府町・祖父江町・平和町) | | (愛知県江南市赤童子町、愛知県一宮市緑・西五城・木曾川町、岐阜県各務原市那加桜町・川島河田) | | | (岐阜県羽島市竹員町、岡崎市海津町、愛知県愛西市稲葉町・石田町・江崎町・藤助町) | |
| | 津波 | | | | | | | | | |
| | 大雪・暴風雪 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象台において、公園所在地に大雪警報が発表され、公園利用者の安全確保が困難と判断される場合 | | | | | | | | |
| | (対象区域) | (愛知県江南市) | (愛知県一宮市) | (愛知県稲沢市) | (岐阜県各務原市) | | | (岐阜県羽島市、岡崎市、愛知県愛西市) | | |
| | 竜巻 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象台において、公園所在地に竜巻注意情報が発表された場合 | | | | | | | | |
| | (対象区域) | (愛知県) | | | | (岐阜県) | | | (岐阜県、愛知県) | |
| | 大雨 | <ul style="list-style-type: none"> ・園内に内水被害が発生した場合 | | | | | | | | |
| 火災 | <ul style="list-style-type: none"> ・部分閉鎖や公園利用者の安全確保が困難と判断される場合 | | | | | | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園所在地自治体に避難勧告が発令された場合 ・その他公園利用者の安全確保が困難と判断される場合 | | | | | | | | | |
| (参考) | | | | | | | | | | |
| 雷 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象台において公園所在地に雷注意報が発表され、「頭上の落雷」を観測した場合は、園内放送等により情報提供(避難誘導)を行う | | | | | | | | | |
| 対象区域 | (愛知県江南市) | (愛知県一宮市) | (愛知県稲沢市) | (岐阜県各務原市) | | | (岐阜県羽島市、岡崎市、愛知県愛西市) | | | |

※1 河川環境楽園 東口・西口駐車場 及び かさだ広場・各務原アウトフィールドは、「施設撤去基準水位」に加え下記のいずれかに該当する場合には閉園(全面又は一部)を判断する。
 ・新堀川/新那加橋における水位が水防団待機水位(2.4m)に達し、園内巡視により浸水状況を確認し公園利用者の安全確保が困難と判断される場合には閉園(一部を含む)する。
 ・ほんろ注意水位(2.8m)に達し更に上昇する可能性がある場合には閉園する。
 ・県道93号川島三輪線が通行止めとなった場合には閉園する。
 (ただし閉園時間に水防団待機水位を超えた場合は、閉園時間前に園内巡視し閉園(一部を含む)を判断する。)

岐阜県営都市公園緊急地震速報利活用マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、岐阜県営公園内での地震災害への初動対応における混乱を防止し、来園者の安全確保を図ることを目的とする。

2. 対象公園施設

養老公園、岐阜県百年公園、各務原公園、花フェスタ記念公園、世界淡水魚園、世界淡水魚園水族館、ぎふ清流里山公園

※世界淡水魚園（オアシスパーク）及び世界淡水魚園水族館（アクア・トトぎふ）は、隣接する国営木曽三川公園の利活用方法との調整を要するため暫定運用とする。

3. 緊急地震速報への対応方針

緊急地震速報は、「被害をもたらす大きな揺れが到達する前に、揺れが来ることをテレビ・ラジオ・携帯電話などにより知らせる情報である。」情報発表後、揺れが到達するまでの猶予時間は数秒から数十秒程度であり、基本的な対応として、身の安全の確保を呼びかける。

4. 受信媒体及び活用方法

緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話などにより、一般向けに提供されるため、常時受信できる体制を整える。

※一部県営公園では市町行政防災無線より受信可

5. 園内放送内容

園内放送の内容は下例を基本に各施設で設定する。

＜例＞「緊急地震速報が発表されました。大きな揺れが来る恐れがありますので、お客様はすみやかに身を守る姿勢をとってください」

6. 来園者の対応

職員は来園者に対し、以下の内容の伝達・誘導を行う

- ①屋内では最寄りの机の下等安全な場所でひざまずき、頭を守り安全な姿勢で揺れに備える。
- ②屋外では落下物のない場所へ移動し、安全な場所でひざまずき、頭を守り安全な姿勢で揺れに備える。
- ③窓ガラス付近では、割れたガラスの飛散に備える。
- ④エレベータは使用しない。

危機事案別対応シート（1）

| 事故（人身事故、火災、爆発、犯罪、生物事故） | |
|----------------------------|--|
| 発見した職員、 通報を受けた職 員の対応 | <p>(1) 確認事項</p> <p>①時間、発生場所、内容</p> <p>②被害者の怪我等の程度</p> <p>③通報者の氏名、連絡方法</p> <p>④現場に職員等を派遣する必要</p> <p>⑤現場にAEDを届ける必要</p> <p>⑥救急車等出動要請の必要及び直接通報の有無</p> <p>(2) 必要に応じて現場へ行く。出来ない場合は他の職員に依頼する。必要であればAEDを持参する。</p> <p>(3) 来園者保護のために緊急放送が必要な場合は、公園事務所に園内放送を要請する。</p> <p>(4) 被害者保護、現場立入禁止等の必要な応急措置を実施する。</p> |
| 公園事務所の対 応 | <p>(1) 必要に応じ、消防・警察に出動を要請</p> <p>(2) 救急車・パトカーの先導 救急車等の進入ゲートに職員を待機させ、園内を先導する。</p> <p>(3) 現場対応 被害者、来園者保護の観点から被害者搬送、避難誘導、警告表示、立ち入り禁止措置等を実施する。</p> <p>(4) 園内放送 来園者保護のため必要な場合は園内放送を実施する。</p> <p>(5) 県への報告 下記の場合、所管土木事務所、都市公園課へ報告（第1報）する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の怪我の度合いが重い場合 ・原因が施設管理運営に起因する場合 ・警察署、消防署、機動隊、レスキュー隊が出動した場合 ・休園、遊具の使用中止などをする必要がある場合 ・トラブルが大きくなると予想される場合 <p>夜間、休日は緊急時連絡網による</p> <p>(6) 状況がある程度、把握できた段階で事故報告書を作成し、送付する。（事故様式-2）</p> |
| 園内放送例 | <p>(例) 事故 「〇〇付近で〇〇が発生しました。危険ですから〇〇付近には、近づかないでください。 「〇〇道は〇〇のため危険ですので、〇〇道から〇〇方向に避難してください。」</p> <p>(例) 火災 「〇〇付近で火災が発生しました。煙の流れに注意して、風下を避け速やかに安全な場所に避難してください。」</p> |

危機事案別対応シート（2）

| 自然災害（強風、大雨、落雷、地震、猛暑、大雪） | |
|----------------------------|--|
| 発見した職員、 通報を受けた職 員の対応 | <p>(1) 気象警報等の発令に注意し、持ち場付近の危険な場所及び被害状況の把握に努める。</p> <p>(2) 持ち場付近で危険と判断される場合、来園者への注意喚起、危険物の撤去等の応急措置をとる。</p> <p>(3) 危険箇所発生の場合、公園事務所に状況を報告し、来園者保護等に緊急放送が必要な場合は、公園事務所に園内放送を要請する。</p> |
| 公園事務所の対 応（全般事項） | <p>(1) 危険と判断される場合、園路を一部閉鎖、立ち入り禁止、表示等の措置を実施する。</p> <p>(2) 休園・施設閉鎖等全体としての対応が必要な場合、又は重大な事故・災害が発生した場合は、県営公園臨時閉園基準により臨時閉園を実施する。</p> <p>(3) 来園者保護等に緊急放送が必要な場合は、園内放送を実施する。</p> <p>(4) <u>被害状況について、土木事務所、都市公園課等関係機関への報告を行う。特に、災害対策本部が設置されている場合、被害状況の集計・報告が必要なため、朝の8時時点で都市公園課、土木事務所に報告を行う。</u></p> <p>(5) 再開園にあたっては、施設・遊具点検を実施し、異常の確認、安全の確保を実施した後に開園する。</p> |
| 強風の場合の公 園事務所の対応 | <p>(1) 園内の看板、幕、テント、ゴミ箱等飛散する可能性があるものを撤去する。又は設置者に撤去を要請する。</p> <p>(2) 倒木、看板の倒壊等が発生した場合、作業可能であれば撤去する。作業が困難な場合、立入禁止措置をとる。</p> <p>(3) 必要に応じ、県営公園臨時閉園基準により臨時閉園を実施する。</p> <p>(4) 強風により退園できない来園者を園内の一時避難場所に誘導する。</p> |
| 大雨の場合の公 園事務所の対応 | <p>(1) 付近の水溜り等の解消（建物の出入口、主要園路等）</p> <p>(2) 浸水箇所、下水道の逆流、斜面等の危険箇所の立入禁止措置をとる。</p> <p>(3) スポーツ施設においては、コート・グラウンド状況を勘案のうえ、利用の停止措置を行う。</p> <p>(4) 必要に応じ、県営公園臨時閉園基準により臨時閉園を実施する。</p> <p>(5) 大雨により退園できない来園者を園内の一時避難場所に誘導する。</p> |
| 雷の場合の公園 事務所の対応 | <p>(1) 注意喚起の園内放送を行うとともに、園内各所に対し連絡する。</p> <p>(2) 来園者を建物内に誘導する。</p> <p>(3) 雷により退園できない来園者を園内の一時避難場所に誘導する。</p> |
| 地震の場合の公 園事務所の対応 | <p>(1) 公園所在地で震度4以上の地震が発生した場合、園内施設等の点検を実施し、異常の確認及び、来園者の安全確保に努めること。夜間の場合は、夜明けを待って点検等を実施するものとする。</p> <p>(2) 開園時に地震が発生した場合、被害者の救出、危険箇所の立入禁止措置など来園者の安全確保及び園内、周辺地域の状況把握に努める。</p> <p>(3) 地震により退園できない来園者を園内の一時避難場所に誘導す</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>る。</p> <p>(4) 被害状況について、土木事務所、都市公園課等関係機関への報告を行う。</p> |
| 猛暑の場合の公園事務所の対応 | (1) 気象情報に注意し、利用者に注意喚起を行う。 |
| 大雪の場合の公園事務所の対応 | <p>(1) 気象情報に注意し、危険箇所の立入禁止措置など来園者の安全確保及び付近の状況把握に努める。</p> <p>(2) 事前に除雪のための作業員を確保する。</p> <p>(3) 来園者の動線と安全を確保するための除雪を行う。</p> <p>(4) 必要に応じ、県営公園臨時閉園基準により臨時閉園を実施する。</p> <p>(5) 積雪により退園できない利用者を園内の一時避難場所に誘導する。</p> |

危機事案別対応シート（3）

| 設備（電気、給水、ガス、電話、空調） | |
|--------------------|---|
| 発見した職員、通報を受けた職員の対応 | <p>(1) 危険と判断される場合、来園者への注意喚起、危険物の撤去等の応急措置をとる。</p> <p>(2) 危険箇所発生の場合、公園事務所に状況を報告する。</p> <p>(3) 来園者保護等に緊急放送が必要な場合は、公園事務所に園内放送を要請する。</p> |
| 公園事務所の対応 | <p>(1) 施設管理担当者が現地を確認し、危険と判断される場合、園路を一部閉鎖、立ち入り禁止、表示等の措置を実施する。</p> <p>(2) 影響する園内施設に緊急連絡</p> <p>(3) 来園者保護等に緊急放送が必要な場合は、園内放送を実施する。</p> <p>(4) 復旧方法の検討及び指示（工事業者、工事材料等の緊急手配）</p> <p>(5) 休園・施設閉鎖等全体としての対応が必要な場合、又は重大な事故・災害が発生した場合は、県営公園臨時閉園基準により臨時閉園を実施する。</p> |

危機事案別対応シート（4）

| 危険動物・家畜伝染病等 | |
|--------------------|---|
| 発見した職員、通報を受けた職員の対応 | <p>(1) 病気等による死骸もしくは、危険動物を発見した場合、来園者への注意喚起等の応急措置をとる。</p> <p>(2) 対象物の場所、個体数、被害者の有無等を公園事務所に状況を報告する。</p> <p>(3) 来園者保護等に緊急放送が必要な場合は、公園事務所に園内放送を要請する。</p> <p>(4) <u>セアカゴケグモ等、緊急に防除すべき特定外来生物の疑いのある生物を発見した場合、発見場所を中心に、点検・駆除を行う。</u></p> |
| 公園事務所の対応 | <p>(1) 施設管理担当者が現地を確認し、危険と判断される場合、園路を一部閉鎖、立ち入り禁止、表示等の措置を実施する。</p> <p>(2) それぞれの状況に応じて、公園所在地の所管保健所への連絡の実施。</p> |

| | |
|--|---|
| | (3) 都市公園課、所管土木事務所等関係機関へ連絡する。 (4) 所管保健所等からの指示に従い、対応を実施する。 (5) 発見場所を中心に、園内点検・駆除を実施する。 |
|--|---|

特定外来生物、家畜伝染病関係の死骸を見つけた際の連絡先

| 公園名 | 連絡先 | 担当課 |
|--------------------------------|-------------------------|------------------|
| 養老公園 | 西濃県事務所 0584-73-1111(代表) | 環境課 環境保全係 |
| 岐阜県百年公園 | 中濃県事務所 0575-33-4011(代表) | 環境課 環境保全係 |
| 世界淡水魚園 各務原公園 | 県庁 058-272-1111(代表) | 岐阜地域環境室 環境保全係 |
| ぎふ清流里山公園 ぎふワールド・ローズガ ーデン | 可茂県事務所 0574-25-3111(代表) | 環境課 環境保全係 |

※休日等は、一旦留守電輪になりますが、アナウンスに従って操作すると、警備員室につながります。その後、連絡をしてください。